

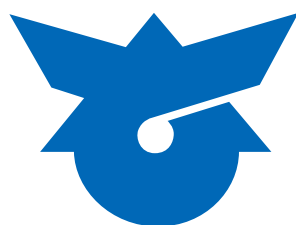
第5次村田町総合計画

安心して
豊かに暮らせるまち
むらた

村 田 町

第5次村田町総合計画

～安心して豊かに暮らせるまち むらた～



村 田 町

『安心して豊かに暮らせるまち むらた』を目指して



私たちのまち「村田」は、豊かな自然環境と貴重な歴史的文化遺産を有するまちであり、先人たちの「村田への愛」と「たゆまぬ努力」によって創られ、現在まで受け継がれてきました。

しかし、今、私たちは、地球規模の気候変動や頻発する自然災害、急速に進行する人口減少・少子高齢化、公共施設や社会インフラの一斉老朽化などの課題に直面しています。

また、近年著しく進化するテクノロジーは、私たちの暮らしを便利にそして豊かにする一方で、人と人とのつながりや地域コミュニティの希薄化を進行させることや、新型コロナウイルス感染症等の様々な感染症への対策を講じる備えなど、新たな課題も生じています。

日本全体で人口減少への課題もある中、本町において人口減少を緩やかにするため、子育てしやすい環境や教育環境の向上、また、女性が活躍できる職場など雇用を創出する環境づくりなどにより、社会変化の大きな転換期に対応できる「第5次村田町総合計画」として策定いたしました。

策定にあたっては、まちの将来像「安心して豊かに暮らせるまち むらた」を目指し、計画に実効性を持たせるため「安心」「豊かさ」「暮らし」の3点の理念のもとに取り組み、快適な生活環境の中で健康にいきいきと毎日を過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちを目指します。

さらに、国際社会の一員として持続可能な世界の実現に向け、SDGsを住民と共有し、世界の目標である認識を深め、役割を位置付けて進めていきます。

本計画を着実に推進し、先人たちから受け継いだ村田の伝統を大切に守りつつ、未来に向けて、新たな価値の創造に挑戦し続けることで、より魅力あふれる「むらた」を次世代に引き継いでまいります。

最後に、本計画策定にあたりまして、アンケートやパブリックコメントなどで、貴重なご意見・ご協力をいただきました多くの皆様に改めて感謝申し上げますとともに、町議会、総合計画審議会、各種関係機関、団体の皆様に厚く御礼申し上げ、今後とも円滑な計画の推進に向けて、一層のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和3年3月

村田町長 大 沼 克 巳

目 次

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の性格・構成	2
第2章 まちの概要	5
第1節 位置・沿革	5
第2節 地形・気候	6
第3節 人口・世帯	7
第3章 まちづくりの課題	9
第1節 社会の潮流とまちづくりの課題	9

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像	12
第2章 まちづくりの基本理念	12
第3章 将来フレーム	13
第4章 基本構想の推進に向けて	14
第1節 安全・安心な地域づくりの推進	14
第2節 少子高齢化への対応と子育て支援の推進	14
第3節 住民協働の推進	14
第4節 財政健全化計画の推進	15
第5章 施策の大綱	15
第1節 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり	15
第2節 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり	15
第3節 魅力的で活力あるまちづくり	16
第4節 快適で利便性の高いまちづくり	17
第5節 安全・安心で環境にやさしいまちづくり	18
第6節 協働と連携のまちづくり	19

第3編 基本計画

第1章 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり	22
第1節 学校教育	22
第2節 社会教育	25
第3節 芸術・文化活動	27
第4節 社会体育	28
第2章 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり	29
第1節 健康づくりと医療	29
第2節 地域福祉	31
第3節 子育て支援	33
第4節 高齢者支援	35
第5節 障がい者（児）支援	37
第6節 社会保障	39

第3章 魅力的で活力あるまちづくり	40
第1節 農林業の振興	40
第2節 商業・工業の振興	44
第3節 観光の振興	47
第4章 快適で利便性の高いまちづくり	49
第1節 土地利用・都市計画	49
第2節 道路・河川の整備	50
第3節 公園	52
第4節 上水道	53
第5節 防災体制の整備・促進	55
第6節 交通安全意識の高揚	57
第7節 犯罪のない安全なまち	58
第8節 消費生活	59
第9節 情報通信基盤の充実	60
第5章 安全・安心で環境にやさしいまちづくり	61
第1節 自然環境の保全	61
第2節 環境保全と公害防止	62
第3節 美化推進と環境衛生	63
第4節 資源循環型社会の推進	64
第5節 下水道	66
第6章 協働と連携のまちづくり	67
第1節 住民参加と協働の実践	67
第2節 移住・定住の促進	68
第3節 広報広聴活動の充実	69
第4節 町政情報の公開	70
第5節 男女共同参画の推進	71
第6節 国際交流・地域間交流の推進	72

第4編 附属資料

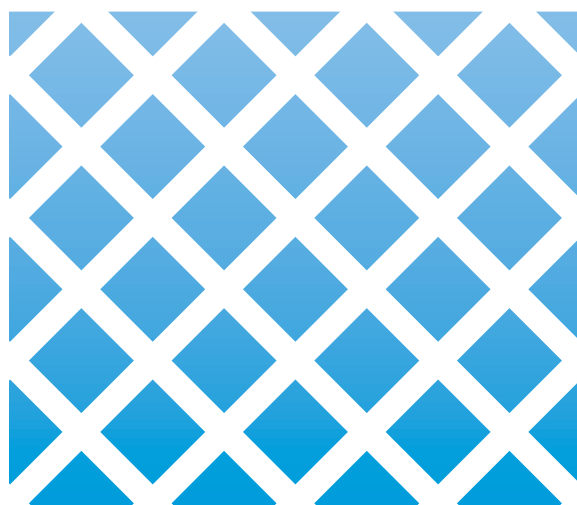
1 「村田町総合計画」とSDGsの関係	74
2 策定の経緯	78
3 第5次村田町総合計画策定体制	79
4 村田町総合計画審議会	82

第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第2章 まちの概要

第3章 まちづくりの課題



第1編 序論

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本町は、第4次となる村田町長期総合計画を策定し、生活環境の整備や保健・医療・福祉の充実、産業の振興など施策の推進に努めてきました。

その計画から10年が過ぎようとしている現在、地方分権の進展、景気低迷による厳しい財政状況、行財政改革の取り組み等により、効率的な行財政運営が求められている一方で、少子化・高齢化の進行、地球規模での環境問題など、本町を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

社会環境や社会経済の急激な変化を受け、国においても平成26年に、まち・ひと・しごと創生法に基づき「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、本町では平成28年1月に「村田町地方創生総合戦略」を策定しました。「村田町地方創生総合戦略」では、人口減少克服への対策として「年少人口の増」を図ることを第一と考え、行政・地域が「結婚・妊娠・出産・子育て・教育」と幅広く切れ目のない支援を続ける体制づくりや、移住・定住の体制づくり、また地域コミュニティにおけるハード・ソフト両方向からの交流拠点づくり等を目指し、4つの基本目標と捉え平成27年度から令和2年度までの計画期間として、地方創生の取り組みを推進してきました。

こうした観点から、「村田町総合計画」は社会情勢の変化による、本町を取り巻く課題に取り組むとともに、「第4次村田町長期総合計画」と「村田町地方創生総合戦略」の基本的な構成を継承・統合した形で盛り込み、本町が目指すまちの将来像を示し、進むべき方向に向け様々な施策の展開を明らかにするため策定するものです。

第2節 計画の性格・構成

1 計画の性格

この計画は、基本的な行政の取り組みを定めた町の最上位の計画であり、住民と行政が一体となって取り組んでいく「まちづくり」の総合的な指針となり、目指す将来のまちの姿を明らかにし、その実現に向けた各分野における具体的な計画策定や、施策の推進・事業の実施にあたっての基本となるものです。

2 計画の構成と期間

この計画は、基本構想、基本計画、実施計画から構成されています。

(1) 基本構想（8年間）

町の現状や課題、可能性を踏まえ、まちづくりの基本理念に基づき、“将来のあるべきまちの姿”を定めて基本的な方向性を示すものです。それを実現するために長期的展望に立って総合的かつ計画的な自治体経営を行うための基本指針となるものです。

・計画期間 令和3年度～令和10年度

(2) 基本計画（4年間）

基本構想に掲げる将来像を実現するための具体的な取組を体系的に示し、どの程度達成されたのかを評価するための「成果指標」を定めます。また、社会経済情勢や財政状況などに対応するため、前期4年間・後期4年間で取り組むべき具体的施策を定めるものです。

- ・前期基本計画 令和3年度～令和6年度
- ・後期基本計画 令和7年度～令和10年度

(3) 実施計画（3年間）

総合計画の実行性を確保し、基本計画に示された基本的施策を効果的に実施するために、具体的な事務事業を明らかにし、毎年度の事業計画、予算編成などの指針になります。計画期間は3ヵ年のローリング方式とし、毎年度進捗状況を把握します。

年 度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R10
基本構想	基本構想 8年間							
基本計画	前期基本計画 4年間				後期基本計画 4年間			
実施計画	実施計画	実施計画 3年ローリング						
			実施計画 3年ローリング					
				実施計画 3年ローリング				
					実施計画 3年ローリング			
						実施計画 3年ローリング		
							実施計画 3年ローリング	

3 村田町総合計画と村田町地方創生総合戦略との関係

「村田町地方創生総合戦略」は、国の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の示す人口減少克服や地方創生を目的に特化し、本町固有の地域資源の活用や人口減少の現況を踏まえ、特定の分野や特定の施策についての基本的な計画です。

「村田町総合計画」は、保健福祉や教育、環境保全、災害対応なども含めて、地方創生総合戦略より幅広い政策分野を網羅し、人口減少や少子高齢化等が進む中でも、住民と行政が一体となって取り組んでいく「まちづくり」の総合的な指針となるものです。

このため、「村田町地方創生総合戦略」は、「村田町総合計画」に包含されるものと位置づけ、新たに盛り込まれる政策・施策については、「基本計画・実施計画」として定め、数値目標や重要業績評価指標（KPI）を設定した、地方創生総合戦略の内容を含んだ、総合計画を策定するものです。

4 持続可能な開発目標（SDGs）との関係

2015年に国際連合で採択された持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、2030年を目標年度とし、「誰一人取り残さない」持続可能な世界の実現に向け、貧困の撲滅や教育の充実、働きがいと経済成長の両立、気候変動への対策、陸や海の豊かさを守るといった17のゴール、169のターゲット（ゴールごとの詳細な方向性）から構成される「世界共通の目標」です。



図 SDGs の17ゴール

SDGsの特徴として、「普遍性」「包摂性」「参画型」「統合性」「透明性と説明責任」が挙げられ、特に、「普遍性」や「参画型」については、先進国、途上国を問わず世界の各国が目指すものであり、また、企業や住民など、多様な主体の参画を求めています。つまり、自治体や企業、そして住民一人一人がSDGsの達成に向けて取り組むことが、「誰一人取り残さない」持続可能な村田、宮城、日本、世界を創り出すことにつながっていきます。

SDGsの5つの特徴

普遍性	先進国を含め、 全ての国が行動
包摂性	「誰一人取り残さない」
参画型	あらゆる主体・関係者の参画 を重視
統合性	経済・社会・環境 の相互関連・相乗効果を重視
透明性	定期的にフォローアップ

持続可能な開発目標（SDGs）実施指針
新・宮城の将来ビジョン資料（出典）

持続可能性の追求は、今後本町が直面する諸課題を解決する上で重要な要素であることから、SDGsの「包摂性」や「統合性」といった特徴や、ゴール、ターゲットの内容を本計画の理念や施策に反映し、取組を進めていきます。

また、「世界の共通目標」というSDGsの共通言語の性質を生かし、本計画に掲げる目指す姿等を分かりやすく住民と共有するとともに、世界の目標であるSDGsの達成につながっている認識を深め、住民や企業など多様な主体との連携を促進していきます。

第2章 まちの概要

第1節 位置・沿革

本町は、宮城県の南部に位置し、仙台市など3市4町に隣接しています。南に白石川が流れ、西に蔵王山系の山々を望む、自然環境に恵まれた地です。また、東北地方と関東地方、仙台方面と山形方面を結ぶ、古くからの交通の要衝であり、現在も東北自動車道村田インターチェンジ・村田ジャンクションなどにより、その役割を果たしています。

村田という地名は、嘉吉年間（1441～44）に、小山九郎業朝が伊達氏の臣下となって村田館を築き、村田殿を称されたことに始まるといわれています。江戸時代には仙台藩に属し、仙南地域の交通の要衝・商業活動の中心地として栄えました。特に、江戸時代後期に京都・大阪・江戸との紅花交易を期に村田の商人は繁栄し、その面影が今も蔵の町並みとして残っており、重要伝統的建造物群保存地区に選定されています。

明治維新後、明治22年に村田村・沼辺村・富岡村の3村が設置され、明治28年には村田村が町制を施行し、村田町となりました。

昭和30年には、村田町・沼辺村・富岡村営生地区が合併し、新しい村田町が発足しました。その後、昭和35年に川崎町から櫛挽・道海地区が編入され、現在に至っています。

このように、本町は恵まれた自然環境と交通環境をもち、歴史的な資源も有していることから、これらを活用したまちづくりが可能な条件のもとにあると考えられます。

村田町の位置

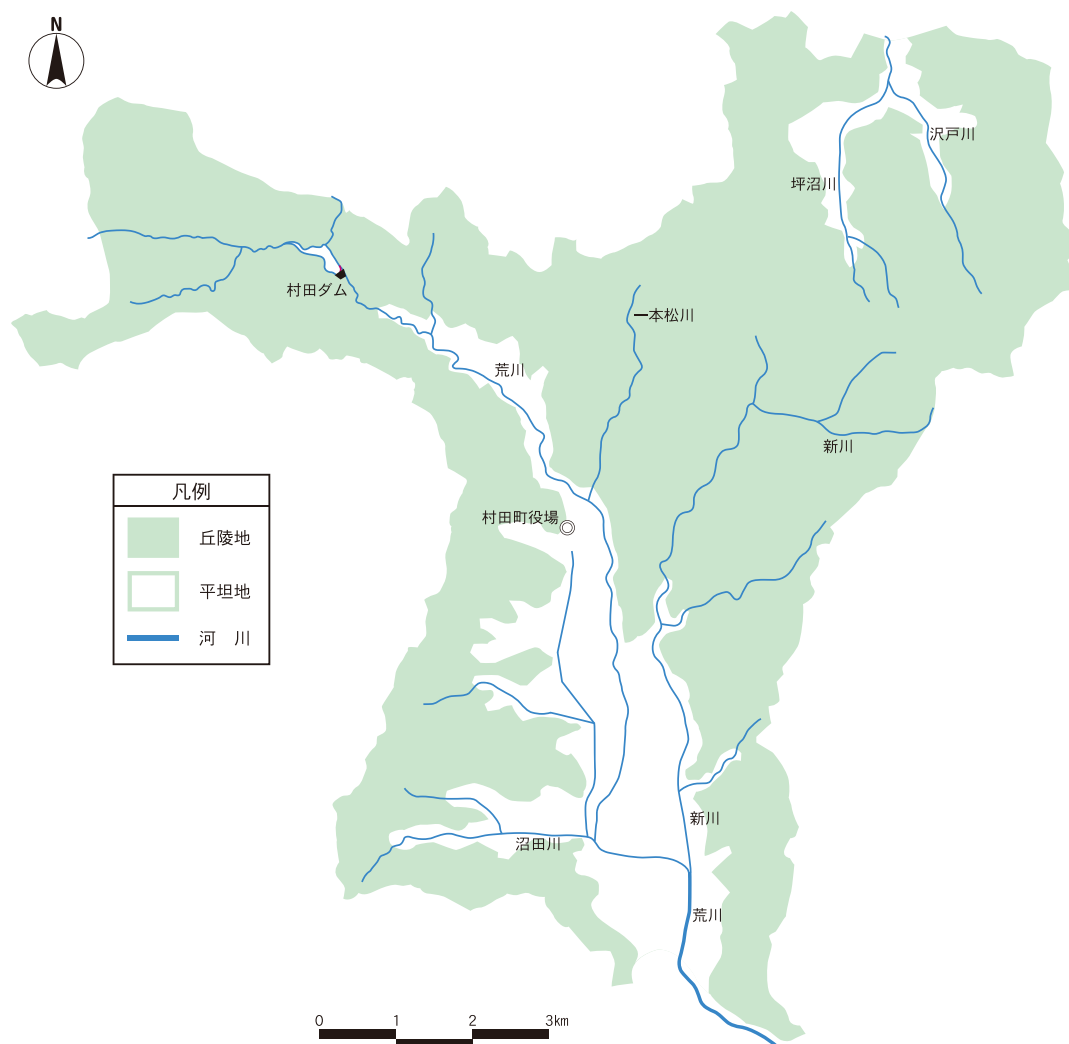


第2節 地形・気候

本町は、蔵王山系の東側に位置し、周囲を標高200m前後の丘陵地に囲まれています。町内を白石川支流の荒川が南流し、これに新川・沼田川が合流しています。一方町北部では、名取川水系の河川が北流しています。町中央部は概ね平坦地で、村田地区には市街地が形成されており、市街地南部は水田地帯となっています。

宮城県内の気候区からみると、本町は「仙南内陸地域」に属し、比較的温暖で、寒暑の差が少なく、降雪量も少ない気候条件にあります。

村田町の地形



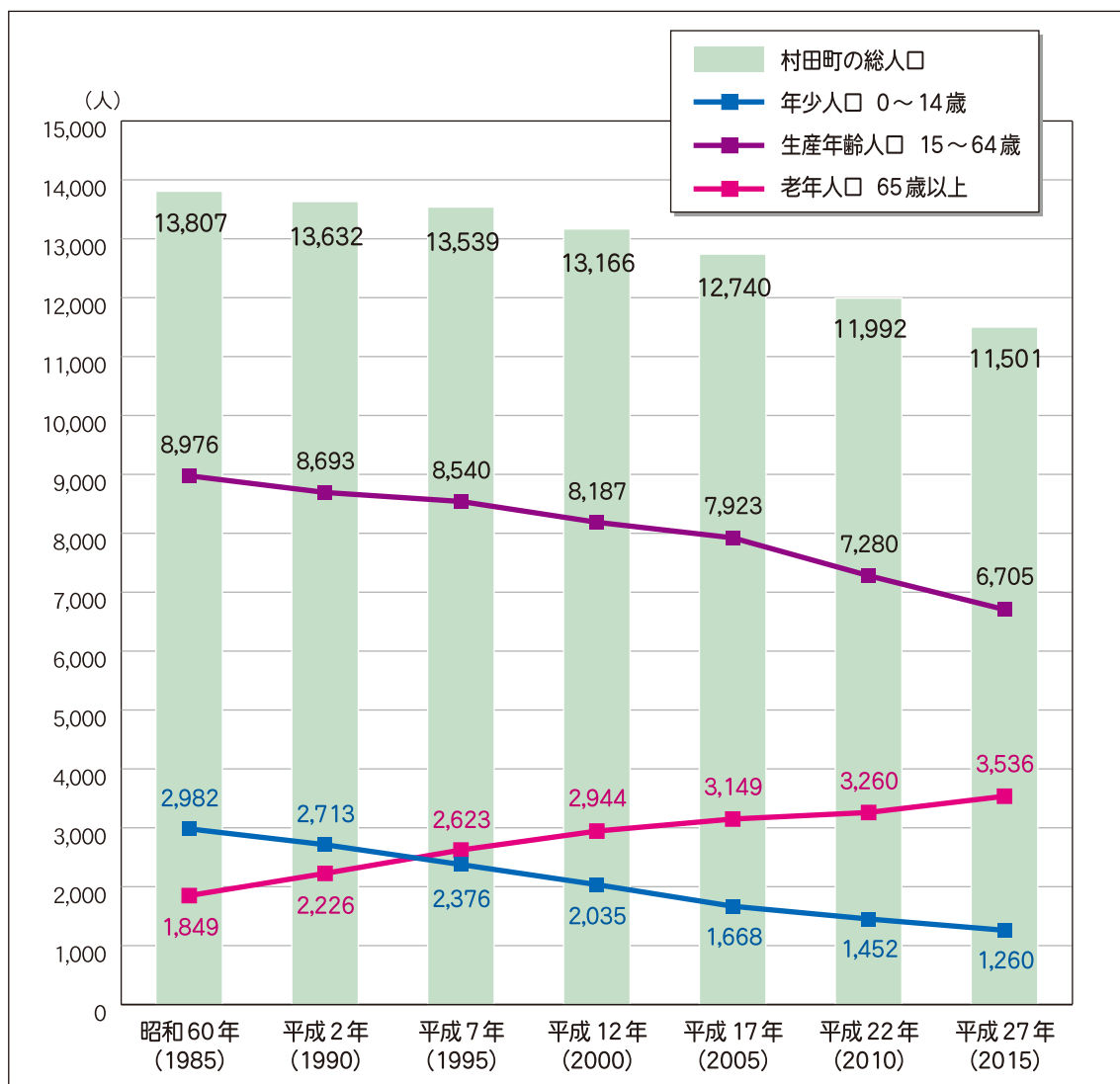
第3節 人口・世帯

(1) 総人口・年齢3区分別の人口推移

平成27年度の国勢調査では、本町の総人口は11,501人、総世帯数は3,764世帯です。

総人口の推移をみると、平成7年(1995)が13,539人、平成12年(2000)が13,166人、平成17年(2005)が12,740人、平成22年(2010)が11,992人、平成27年(2015)が11,501人となっており、減少傾向となっています。平成7年から平成27年までの20年間に2,038人減少し、人口の減少率は大きくなる傾向にあります。

年齢3区分別人口の内訳は、平成27年で0歳～14歳の年少人口が1,260人(総人口の10.96%)、15歳～64歳の生産年齢人口が6,705人(同生産人口58.30%)、65歳以上の老年人口が3,536人(同30.74%)、となっています。平成17年に比べ年少人口の割合は2.13ポイント減少、老年人口の割合は6.02ポイントの増加で、本町でも少子高齢化の進行が顕著に表れています。

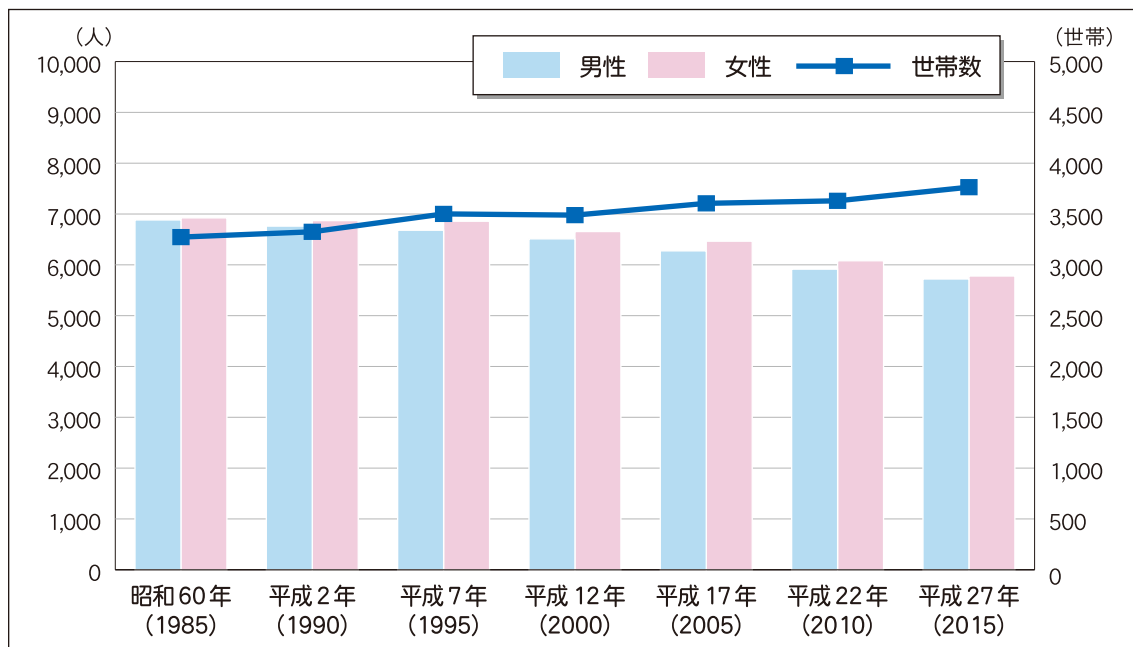


資料：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」

(2) 世帯数と1世帯あたり人口の推移

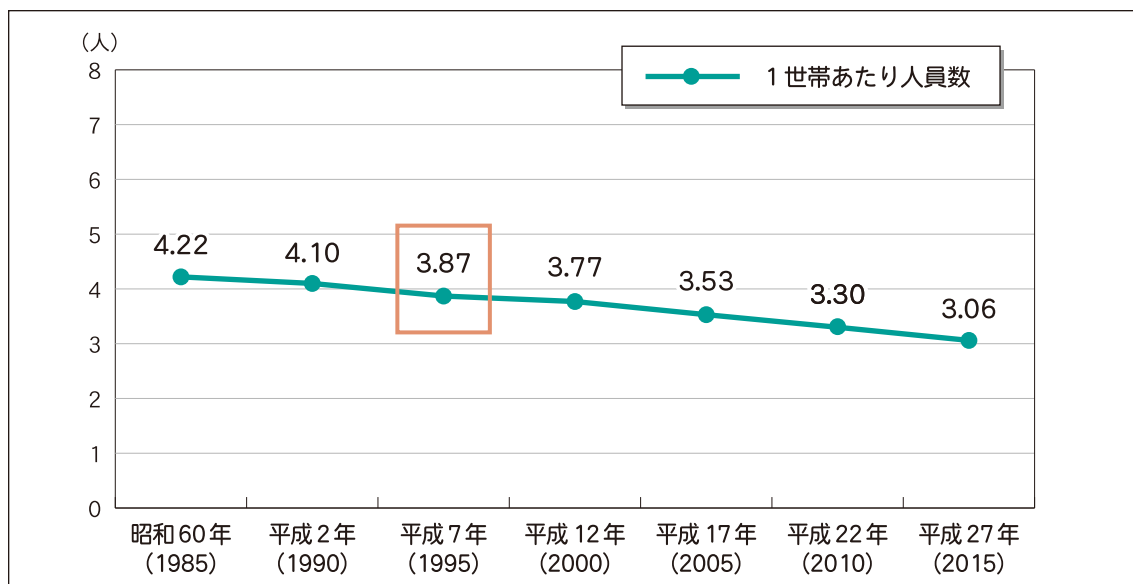
町内の世帯数推移をみると、人口が減少しても世帯数は増加傾向となっています。一方、1世帯あたりの人員については減少傾向にあり、平成7年には3.87人と1世帯あたりの人員が4人以下となり、世帯の少人数化が進行しています。平成27年時点で1世帯あたり3.06人となっており、減少傾向は続いています。

世帯数の推移



資料：総務省「国勢調査」

1世帯あたり人員の推移



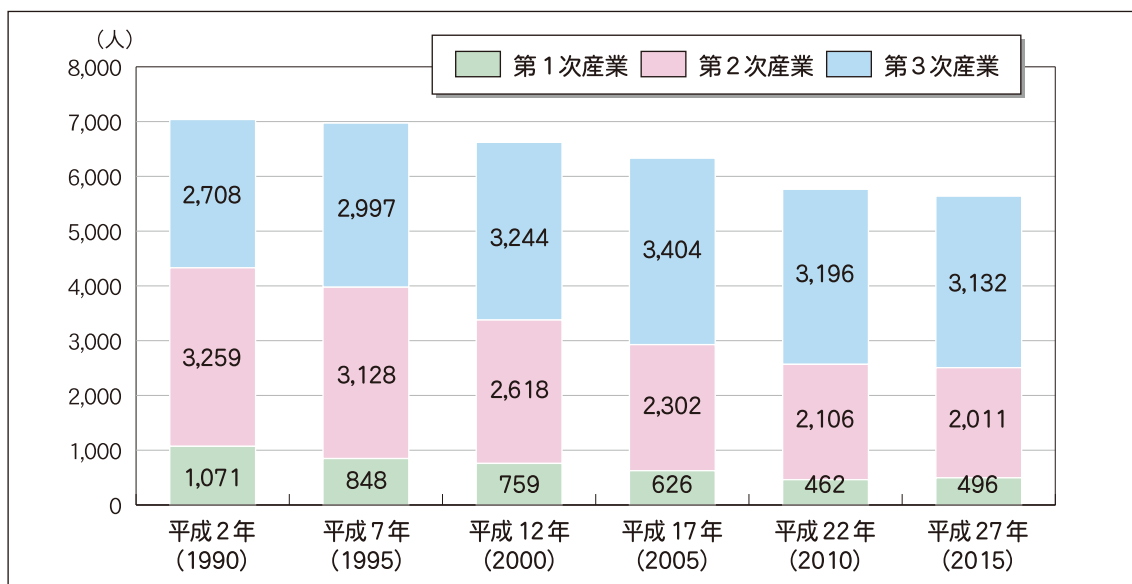
資料：総務省「国勢調査」

(3) 産業別就業者数の状況

産業別の就業者数は各産業で減少しており、増減率についても減少傾向にありましたが、第1次産業は平成27年度に増加し、第2次産業及び第3次産業についても減少率が回復傾向にあります。

平成7年から平成27年の20年間では、第1次産業の就業者は41.5%減少、第2次産業の就業者は35.7%減少しています。

産業別就業者数の推移



資料：総務省「国勢調査」

第3章 まちづくりの課題

第1節 社会の潮流とまちづくりの課題

社会情勢の変化による本町を取り巻く課題は、次のように掲げられます。

1 生活の安全・安心の確保

未曾有の災害となった東日本大震災や水害、新型コロナウイルス等を教訓として、情報伝達機能の強化、消防・救急活動や地域の自主防災活動等を通じた、より一層の防災・減災体制の強化が求められています。また、誰もが住みなれた地域で安心して暮らしていく上で、防犯や交通安全、健康被害、食の安全等をはじめとする日常生活の安全性や安心感が確保された環境の創出も求められています。

2 少子高齢化社会の進行

全国的に人口減少が進行する中、本町では、平成17年から平成27年までの10年間で1,239人の人口減少となりました。この間、年少人口が減少し、65歳以上の老年人口が増加する一方で世帯数は増加傾向にあり、少子高齢化の波は確実に押し寄せてきており、今後一層高齢化が進展していくものと予測されています。

こうした背景から、高齢者福祉の充実や高齢者の生きがいづくり等の高齢化社会への早期対応はもとより、少子化対策として、安心して結婚・出産・子育て・仕事ができる環境の整備、教育環境の充実、より多くの若い世代に暮らしの場として選択してもらうための環境づくり等を早急に進めていくことが求められています。

3 情報化・国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な発展とともに、これを背景とした国際化の急速な進展に伴い、経済のグローバル化や人的国際交流の拡大が急速に進んでいます。

本町の町政運営においても、Society5.0の実現やインターネット、SNS（ソーシャル・ネットワークワーキング・サービス）、AIなどの情報通信技術を活用し、便利な地域社会を形成するとともに、国際感覚が養われる教育環境づくりが求められています。

併せて、情報化や国際化の進展を契機として、本町の持つブランド力を強化し、広く内外に発信することで、多くの人を呼び込み、交流で賑わう活力ある地域を形成していくことが求められます。

4 価値観やライフスタイルの多様化

情報化や国際化の進展、経済情勢の変化等を受けて、近年、価値観やライフスタイルが多様化し、物質的な豊かさだけでなく、心の豊かさが重視されています。

幅広い世代や立場の住民のニーズに応じていくため、文化・芸術・スポーツ等への参加機会の拡充や、多様な活動への協力・支援、様々なライフスタイルに対応した住宅・住環境整備等が求められています。

5 行政への住民参加の進展

地方分権の進展により、効率的で効果的な行政サービスが求められている一方で、行政との共通理解と信頼関係を築きながら、住民の主体的な参画と相互の役割分担によって実現される協働のまちづくりが重要視されています。

6 行政サービスの向上

地方自治体は、自己決定・自己責任によって行財政基盤の充実・強化を図り、責任を持って行政サービスを選択・提供していくことが求められており、また、これまでより多くの決定権限や責任の範囲が拡充されてきています。今後の住民サービスの提供を、より効率的で効果的に進めるために、より一層の行財政改革や町職員の能力向上が求められています。

第2編 基本構想

第1章 まちの将来像

第2章 まちづくりの基本理念

第3章 将来フレーム

第4章 基本構想の推進に向けて

第5章 施策の大綱



第2編 基本構想

第1章 まちの将来像

安心して豊かに暮らせるまち むらた

まちづくりの担い手としての住民が、快適な生活環境の中で健康にいきいきと毎日過ごし、生きがいに満ちた幸せな暮らしを送ることができるまちを本町が目指す姿として描き、「安心して豊かに暮らせるまち むらた」を将来像とし、その実現に向けてまちづくりを進めていきます。

第2章 まちづくりの基本理念

本町のまちづくりの基本理念は、次の3点です。

1 やすらぎを感じ、いつまでも住み続けたいまちづくり

安心

行政と住民がそれぞれの役割を果たすとともに、相互の連携を通じて地域の発展に貢献する自立と協働のまちづくり

2 心身ともに豊かで活力のあるまちづくり

豊かさ

子どもから高齢者まですべての住民が、快適な生活環境のなかで生涯を健康でいきいきと暮らせるまちづくり

3 誰もが快適に暮らせるまちづくり

暮らし

利便性と安全・安心を兼ね備えた質の高い生活環境を創出し、誰もが快適に暮らせるまちづくり

第3章 将来フレーム

1 総人口

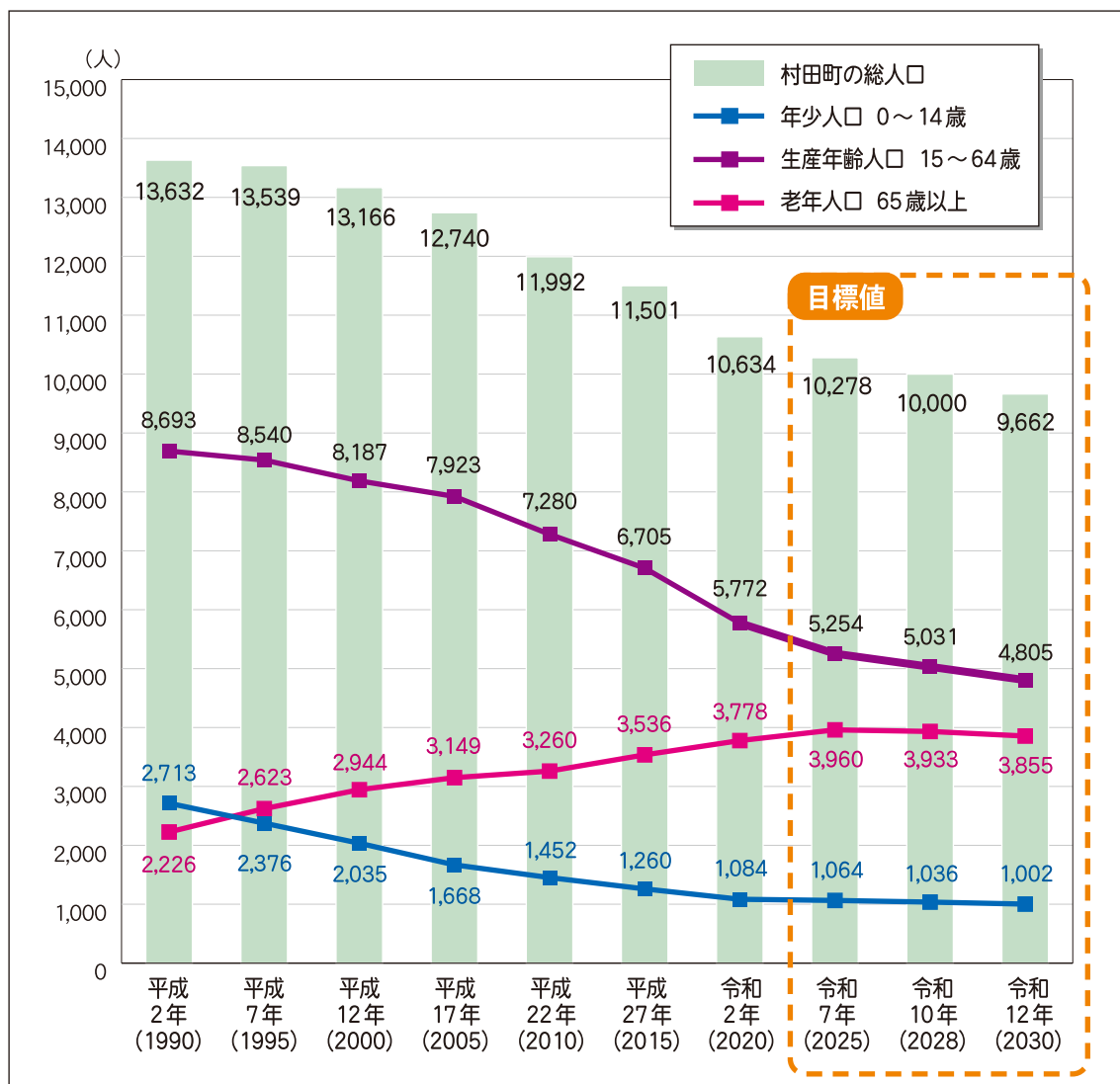
本町の人口推移は、平成17年から平成27年の10年間の国勢調査では、1,239人減少し大幅な減少傾向にあります。将来人口推計においても、今後も減少を続けると示されています。

本計画では、人口減少に歯止めをかける様々な施策を積極的に展開し、町に住む人々が魅力を感じる雇用・子育て環境や住環境をはじめとした生活環境を実現することで、人口減少の抑制を図り、持続可能な活力を持ち続けることを目指して、目標年次である令和10年の人口を10,000人とします。

令和10年の目標

10,000人

○総人口推移、年齢3区分別の人口推移



(※令和2年は住民基本台帳人口値)

2 年齢3区分別人口

少子高齢化は今後も進むものと想定され、年少人口及び生産年齢人口は減少し、老年人口は増加するものと予測し、人口推計の結果から次のとおりとします。

単位：人（％）

	年少人口 (0～14歳)	生産年齢人口 (15～64歳)	老年人口 (65歳以上)	合 計
平成27年 (実績値)	1,260 (10.96)	6,705 (58.30)	3,536 (30.74)	11,501 (100)
令和10年 (目標値)	1,036 (10.36)	5,031 (50.31)	3,933 (39.33)	10,000 (100)

第4章 基本構想の推進に向けて

第1節 安全・安心な地域づくりの推進

東日本大震災を教訓として、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本として、防災基盤整備の向上、被災住民の支援、住民の防災に対する意識向上を重点に、自助・共助・公助の連携を強化しながら防災・減災対策を進めていきます。

近年各地で甚大な被害を及ぼしている台風、集中豪雨、その他の自然災害に対しても、防災への関心や意識が高まり、災害が発生した際に、二次災害を未然に防ぐための取り組みが求められています。

また、新型コロナウイルス感染症対策を経て新たに取り入れた「新しい生活様式」の実践や、日頃から周知や啓発すると同時に、様々な感染症への備えを持続可能な未来づくりにつなげていきます。

さらに、地域に暮らす人が支え合い助け合うことで、地域力を高め「住民」と「行政」の役割を確認しながら、団体や組織と連携し地域に根ざした防災に強いまちづくりを進めていきます。

第2節 少子高齢化への対応と子育て支援の推進

少子高齢化に的確に対応し、すべての人たちが健康的に自立した生活を送れるような環境を形成していきます。町民の健康づくりの充実を図るとともに、児童福祉、高齢者福祉、障害者福祉などの地域に根差した施策の充実を図ります。また、将来を担う子どもたちが安心して健やかに暮らせるように、働き方改革によるワークライフバランスの推進など、子どもを育てやすい取り組みや地域ぐるみで子育てを支援する環境づくりを進めていきます。

第3節 住民協働の推進

暮らす人がそれぞれの地域において自主性と創意工夫によって、地域の個性や特性を活かした地域づくりを進める必要があり、地域に暮らす人が支え合い助け合うことで、身近な問題を解決できる力となります。

基本構想の実現に向け、町政の各種施策の実施にあたっては、住民と行政のつながりをさらに深め、住民が町政に参加しやすい環境づくりを進めていきます。

第4節 財政健全化計画の推進

町の財政状況については、人口減少や少子高齢化による町税等の自主財源の伸び悩みや扶助費等の社会保障費の増加、以前より高水準にある公債費の影響などにより、資金不足額が生じ、これを基金で賄う状況が続いており、このままの状況で推移すれば、本町の地方自治の根幹に関わる、重大な局面に至ることも憂慮せざるを得ない状況にあります。

新たな財源確保策の手立てを講じることをはじめ、これまで以上に徹底した内部管理経費の節減はもとより、様々な改革や改善策を実施していかざるを得ないものと考えており、持続可能な財政基盤の立て直し、改善策の実施に向けては、住民サービスの質・量を極力維持しつつ、かつ負担増を招かない形で進めることを基本に据えなければなりません。

そのためには、町と住民が一体となり、「村田町財政健全化計画」の財政構造等の改革を推し進め、財政基盤の立て直しに取り組んでいきます。

第5章 施策の大綱

第1節 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり

1 学校教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期である幼児教育及び学校教育の充実を図り、学び続ける力と自立する力を培い、健康で豊かな人間性と社会性を備えたこれからの時代に対応できる人づくりを目指します。

2 社会教育

学校・家庭・地域の協働のもと、夢と志を持った、魅力あふれる子どもたちを育むため、一人一人が安心して学べる環境づくりに取り組み、活動をとおして生まれる「人とのつながり」を重視し、活力ある元気な「人づくり・地域づくり」を推進します。また、子どもの人格形成を担う家庭の教育力の向上を地域全体で目指します。

多くの町民が、いつでも、どこでも、生涯学習に取り組むことができるよう、また、学びで得た成果を地域の活動に生かしていけるよう、豊かな学び活動のサポートに努めます。

3 芸術・文化活動

趣味や教養を活かした自主的な文化活動を支援し、全ての世代の人たちがすぐれた芸術文化にふれる機会を提供し、かおり高い文化のまちづくりを推進します。

文化財保護については、郷土への誇りを育み、歴史的資源を十分に活かし、新たな価値を加えた魅力ある地域づくりのための保存と活用に努めます。

4 社会体育

子どもから高齢者まで、それぞれの体力や年齢で気軽に運動やスポーツを楽しめる環境づくりと、競技スポーツの支援に努め、生涯にわたりスポーツやレクリエーションに親しむことができる豊かなスポーツ社会を創造します。

第2節 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり

1 健康づくりと医療

町民一人一人が、生涯にわたり自ら健康づくりに取り組むことができるよう、関係機関と連携し、町民誰もががこころも身体も健やかに暮らすことができるまちづくりを目指します。

また、安心して妊娠、出産、子育てができるよう妊娠期から切れ目のない支援体制を整備し、子育て世代及び子どもたちの健康を地域全体で支えることを推進します。

さらに、新型コロナウイルス感染症等の新たな感染症を含む、様々な感染症の発生時においても発生段階に応じた対策を講じ、感染拡大を抑制します。

2 地域福祉

地域の中で子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、社会福祉協議会や各種団体と相互に連携しながら、地域福祉を担っていくことができるようなネットワークを構築していきます。

住民の福祉に対するニーズに対して的確に対応していくため、ボランティアリーダーの人材育成、地域組織の強化などを図ります。

行政による福祉サービスの充実と、住民相互の助け合い、支え合い活動の促進を両輪として、安心して暮らしていける仕組みづくりを推進します。

3 子育て支援

多様化する子育てのニーズに柔軟に対応できる仕組みを構築し、すべての子どもの幸せの実現に向けて、子どもや家庭の置かれた状況に応じたきめ細かな支援、切れ目のない子育て支援を実現し、子どもと子育て家庭を地域社会全体で支援していく子育て環境の整備に取り組みます。

4 高齢者支援

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けていけるよう、介護予防に努め、高齢者の経験、知識、技術を生かした活動の場を確保し、生きがいづくりや自立した生活を支援します。

また、介護サービスなどの高齢者福祉サービス等の充実を図り、高齢者をみんなで支え合える地域づくりを目指します。

5 障がい者（児）支援

障がい者が地域の中で人格と個性が尊重され、障がいの有無にかかわらず互いに支え合い、安心して充実した生活を送ることができる社会（共生社会）を目指し、身近な地域におけるサービス拠点づくりや障がい福祉サービスの整備を図り、ノーマライゼーション理念の実現及び障がい者（児）の自立支援を推進します。

6 社会保障

いつでも安心して医療が受けられるように、国民健康保険税や、後期高齢者医療保険料、介護保険料負担の公平化と給付の適正化を図るために制度の周知や啓発活動を推進します。

また、特定健康診査の受診率向上や保健指導の強化により疾病予防と生活習慣病リスク要因の減少に努め、医療費の抑制を図ります。

住民にとって一番身近な窓口として年金相談活動を進めるとともに、多角的に啓発活動を展開することで制度周知を図り、一人一人の年金受給権確保に努めます。

第3節 魅力的で活力あるまちづくり

1 農林業の振興

農業は、本町の基幹産業であり、担い手を育成するとともに、その確保に努め、優良農地の保全や生産基盤の整備等、効率的かつ安定的な農業経営の促進に努めます。

林業については、村田町森林整備計画に基づいて森林を整備するとともに、森林資源活用のため、林産物の生産振興、森林資源の利活用を進めていきます。

2 商業・工業の振興

自然災害等のリスクを乗り越える力強い事業経営の実現に向けた取り組みを支援し、持続可能な地域経済の成長を目指します。

商店街の活性化については、持続的な経営戦略を描く商店への支援や、新たに起業しようとする事業者への支援、事業承継の取り組みへの支援を積極的に行うほか、組織的な取り組みを支援することで、商店街の魅力向上に努めます。

工業の振興と活性化を図るため、新規立地可能性調査を継続的に実施し、新たな企業の誘致につなげるほか、既存・地元企業との連携、地元人材とのマッチング等を図り、連携による新たなビジネス機会の創出を図ります。

3 観光の振興

蔵の町並みなどの歴史的建築物、豊かな自然、魅力的な発酵食品文化や、ここだから味わえる農産物など、村田町が持つ観光資源を連携させた観光戦略を町全体で共有し推進します。さらに、広域観光ネットワークづくりを進め、広域観光推進を図ります。

第4節 快適で利便性の高いまちづくり

1 土地利用・都市計画

快適な住環境整備の確保による暮らしやすいまちづくりの推進のため、自然環境の保全と都市環境の整備が調和するよう配慮しながら、歴史的建造物を活用・保全に努めるとともに調和の取れた景観を重視し、長期的な視点から生活基盤となる土地利用計画を進めていきます。

2 道路・河川の整備

道路整備においては、地域性や重要度を基に計画的に進め利便性の向上を図ります。また、あらゆる災害に備える道づくりに努めます。

広域交通網の整備は国、県、町が一体となって取り組むことで広域ネットワークの形成が図られるため、整備促進を働きかける要望活動を展開していきます。

河川整備においては、県管理の河川についての整備促進を国、県等に要望活動を展開するとともに、町管理の河川は河川愛護活動を通して、住民との協働を進めていきます。

3 公園

町民に憩いと安らぎを与える交流の場、災害時の避難場所として公園の整備と既存公園の維持管理に努めます。

また、潤いある住民生活のため、緑豊かで自然に親しめる緑地の整備と、地域住民参加による自主的な管理運営が行われるよう支援に努めます。

4 上水道

安定供給を確保・継続していくことは重要課題であり、今後耐用年数を迎える施設の延命化を図るため、適切な維持管理を行うとともに、大規模災害等の対応を含めた耐震化の推進、漏水事故などに対するバックアップ体制の整備、危機管理体制の充実を図るため、健全な事業運営に努めます。

5 防災体制の整備・促進

町民のいのちとくらしを災害から守り、被害の軽減や迅速な避難行動につなげるために、防災・減災に向けた「自助」・「共助」・「公助」の連携による防災体制の強化を図るとともに、住民の消防・防災の意識高揚に努めます。

また、住民が安心して暮らせるよう消防・防災施設、避難所の資機材の整備充実を図ります。

6 交通安全意識の高揚

町民の交通安全教育の徹底と交通安全思想の高揚を促していきます。

また、交通安全施設の整備を図るなど、「交通災害の防止」により、安全で安心な住みよいまちづくりを推進します。

7 犯罪のない安全なまち

犯罪のない明るく住みよい地域社会を構築するため、効果的な地域防犯対策や暴力追放対策を地域住民の積極的な参加、関係機関・団体などの密接な連携によって推進し、犯罪の未然防止に努めます。

8 消費生活

消費者が主体的に判断し行動する意識を育むため、消費者教育の充実や広報紙、SNS等で、迅速に積極的な情報提供に努めます。また、消費者トラブルを公正かつ円滑に解決するため、関係機関との連携をはかりながら、相談業務の充実・強化に努め、安全で快適な消費生活の実現を目指します。

9 情報通信基盤の充実

地域情報化や行政の情報化を一層推進し、住民が等しくサービスを受けられるように関係機関と連携を図りながら情報格差の解消を図り、情報通信基盤の充実を目指します。

オンライン化を活用した各種申請など行政の情報化を推進するとともに、窓口のワンストップ化や窓口サービスの向上を図ります。

また、情報通信技術を活用し便利な地域社会を形成するため、Society5.0の実現に向けて進めていきます。

第5節 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

1 自然環境の保全

水源の森百選にも選定された自然豊かな谷山水源の森、村田ダム周辺の美しい自然環境を守り、自然環境保全に対する意識を高め、未来を担う子ども達につなげていきます。

山林などの不法投棄対策として、広報紙等での普及啓発及び監視カメラなどの設置や地域住民や警察と連携し監視体制の強化を行うことで、自然環境の保全に努めます。

2 環境保全と公害防止

大気、水、土壌等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を住民と行政が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。

また、公害を未然に防止するため関係諸機関との連携によって、発生源に対する指導・監視と定期的な検査を実施し、健康で快適な生活環境の保全に努めます。

3 美化推進と環境衛生

ごみの不法投棄やポイ捨てなど環境美化に関するマナー啓発に努め、継続的な広報と不法投棄防止対策や地域住民との連携によって美化活動を推進します。

また、防疫対策や家庭排水の水質良化対策を進め、快適な生活と清潔で衛生的な住環境を目指します。

4 資源循環型社会の推進

美しく整然とした清潔で住みよい環境づくりのため、ゴミや廃棄物の適正処理に向けた取り組みを促進します。また、廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとともに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

5 下水道

快適な生活環境を維持するために、健全な施設の管理が求められ、多くの施設は耐用年数を迎えるなか、施設の延命化、機能強化対策を進めます。さらには、施設の統廃合を図ることで維持管理費の抑制に努めます。

第6節 協働と連携のまちづくり

1 住民参加と協働の実践

対話と情報公開による情報の共有化を進めることで、町民と行政のつながりをさらに深め、町民が町政に参加しやすい環境づくりを進めます。また、まちづくりの担い手育成、組織化、活性化を進め、地域課題を解決できる協働のまちづくりを目指します。

2 移住・定住の促進

地域における人口減少に歯止めをかけるため、町の歴史や文化、自然の豊かさなどの魅力をPRし、交流イベントなど、多様なきっかけを通じて、地域への新しい人の流れを創り出し、住んでみたい、これからも住み続けたいという意識を醸成します。また、支援体制の構築を図ります。

3 広報広聴活動の充実

協働によるまちづくりに向けて、町民と行政との情報共有を図るため、迅速かつ創意工夫を凝らした広報活動を展開するとともに、多様な情報媒体を活用した情報発信の強化に努めます。

4 町政情報の公開

町政に関する情報を公開することにより、町政の透明性を高め、町民に信頼される開かれたまちづくりを推進します。また、町政に関する情報について町民との共有を図ることにより、町民のまちづくりに対する関心や意欲を高め、まちづくりへの参画を促進します。

5 男女共同参画の推進

男女共同参画社会の形成によるいきいきとした社会の実現に向け、人権を尊重しながら誰もが性別にとらわれず、個性と能力を発揮でき、男女がともに仕事と生活の調和を大切に健康で心豊かな生活を送ることができるよう推進します。

6 国際交流・地域間交流の推進

グローバル化に対応する国際的な視野に立ったまちづくりを行い、留学生等との交流の推進を図り、人類の尊厳や国際理解を深め、コミュニケーション能力と国際感覚豊かな人材育成を図ります。

地域間交流については、町外・国外問わず様々な人たちとの交流を深め、地域の特性を生かした交流を推進します。



第3編

基本計画

第1章 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり

第2章 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり

第3章 魅力的で活力あるまちづくり

第4章 快適で利便性の高いまちづくり

第5章 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

第6章 協働と連携のまちづくり



第3編 基本計画

第1章 豊かな学びと心を育み文化の薫るまちづくり

第1節 学校教育

【施策の体系】

(1) 学び続ける力と自立する力の育成	① 主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識技能の定着 ② 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進
(2) 豊かな人間性と社会性の育成	① 豊かな心を育む教育の充実 ② 自らの生き方を探求する「志教育」の推進
(3) 健康で安心・安全な教育の推進	① 健康な体づくりと体力・運動能力の向上 ② 命を守るための知識と能力の育成 ③ 食に関心を持つ元気な子どもの育成
(4) 地域社会との連携による教育環境づくり	① 教職員の資質・能力の向上 ② 伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進 ③ 地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進
(5) 幼児教育の充実	① 幼稚園の教育課題を踏まえた魅力ある園経営 ② 3年間を見据えた教育課程の編成 ③ 一人一人の特性に応じた指導の充実 ④ 保・幼・小の連携と円滑な接続 ⑤ 子育て支援のための環境整備



【施策の展開】

(1) 学び続ける力と自立する力の育成

①主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識技能の定着

児童生徒が主体的に基礎的な学力を身に付けることができるよう、学習の振り返りを大切にした授業づくりに努めます。また、学校・家庭・地域が一体となって児童生徒の家庭学習の習慣及び生活習慣の確立に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6以降）
全国学力・学習状況調査の平均正答率	全国平均以上

項 目	目標値（R10まで）
学校図書館図書標準との比較	標準蔵書数を上回る

項 目	目標値（R10までの利用者数）
むらた学び塾（放課後学習室）利用者数	延べ40,000人

②一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進

特別な支援を必要とする子どもたちのために、学校・家庭・関係機関の連携をより深め、きめ細やかな指導や支援を行います。また、特別支援教育の円滑な運営のための保護者の理解を得る教育実践に努めます。

(2) 豊かな人間性と社会性の育成

①豊かな心を育む教育の充実

道徳教育や様々な体験活動をととして、児童生徒に人との交流の大切さを実感させ、思いやりの心や倫理観、規範意識等を育む指導の充実に努めます。また、不登校などの支援を要する児童生徒の学校復帰へ向け、家庭及び関係機関と連携し多様な支援に取り組みます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	目標値 (R6以降)
不登校児童生徒の在籍者比率 (%)	全国平均以下

②自らの生き方を探求する「志教育」の推進

児童生徒が将来の社会人、職業人としての自己を見据え、主体的に学ぶ意欲と目標をもって努力していけるよう、様々な活動をととして社会性や勤労観を養い、自らの生き方について探求していく「志教育」を推進します。

(3) 健康で安心・安全な教育の推進

①健康な体づくりと体力・運動能力の向上

保健指導の充実に努め、健診後の治療率向上を目指します。また、子どもたちがスポーツに親しみ、自ら体を動かす意欲を引き出す取り組みを進めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	目標値 (R6以降)
全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果	全種目全国平均以上

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
う歯の未処理数	小学校 36.2%以下	小学校 20%以下	小学校 17%以下
	中学校 36.0%以下	中学校 15%以下	中学校 12%以下

②命を守るための知識と能力の育成

自然災害や交通安全、生活安全への指導を計画的に行い、一人一人が身の回りの危機を予測し、適切な行動をとることができる能力を育みます。

③食に関心を持つ元気な子どもの育成

心身の健やかな成長を育むための基礎が培われるように食育の推進に努めます。

（４）地域社会との連携による教育環境づくり

①教職員の資質・能力の向上

教職員としての使命と責任を自覚し、組織の一員として各学校の教育課題の解決を目指す研修を推進します。また、教職員の働き方改革を推進し多忙感の解消に努めます。

②伝統・文化の尊重と国際理解を育む教育の推進

本町の歴史や文化に触れる機会を確保するとともに体験活動の充実を図ります。また、国際的な連携・協力についての理解を深め、国際交流に必要な能力（異文化理解・外国語等）の育成に努めます。

③地域に開かれた魅力ある学校づくりの推進

地域の教育力を生かした魅力ある学校を目指し、家庭や地域との連携のもと「わが校らしさ」を求める取り組みを推進します。

（５）幼児教育の充実

①幼稚園の教育課題を踏まえた魅力ある園経営

多様な活動をととして豊かな感性を養うとともに、学習の芽生えとなる好奇心や探究心を培うことに努めます。

②３年間を見据えた教育課程の編成

幼稚園教育を「学ぶ土台づくり」の時期として捉え、発達や学びなどの幼児の育ちの連続性に着目した継続的な指導の展開を目指します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6以降）
幼児一人一人の特性や発達を踏まえた保育の工夫と指導計画の作成	全国平均以上

③一人一人の特性に応じた指導の充実

幼児個々の育ちの違いを踏まえた指導の充実に努めます。また、豊かな体験が得られるような活動の場面の充実を図ります。

④保・幼・小の連携と円滑な接続

保育所・幼稚園・小学校の交流を図り、連携を一層推進します。また、幼児の発達や学びの連続性を踏まえて、小学校教育への円滑な連携を図ります。

⑤子育て支援のための環境整備

子育て環境の変化を踏まえ、親としての大きな喜びや生きがいである子育てへの支援を進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6以降）
預かり保育の実施率	100%

第2節 社会教育

【施策の体系】

(1) 人づくり・地域づくりの推進	① 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進 ② 家庭教育の充実
(2) 豊かな学び活動のサポート	① 生涯学習の機会の充実 ② 読書活動の推進 ③ 社会教育団体の育成・支援
(3) 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進	① 公民館活動・地域コミュニティ活動の推進
(4) 社会教育施設の整備	① 社会教育施設の整備・充実 ② 学ぶ意欲に応える学習情報の発信



【施策の展開】

(1) 人づくり・地域づくりの推進

① 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進

学校・家庭・地域の協働のもと、夢と志を持った、魅力あふれる子どもたちを育むため、一人一人が安心して学べる環境づくりに取り組みます。また、活動をとおして生まれる「人とのつながり」を重視し、活力ある元気な「人づくり・地域づくり」の推進に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R10)
むらたっ子応援団ボランティア登録数	138人	現状維持

(1) 家庭教育の充実

子育ての中心となる家庭教育の向上を目指し、保護者向けの学習の場の充実を図ります。また、地域全体で子育て支援に取り組み、より良い子育て環境づくりに努めます。

(2) 豊かな学び活動のサポート

① 生涯学習の機会の充実

すべての世代が自らが学ぶことへの意欲を高めるための学習機会を充実し、学びの成果がやりがいや生きがいづくりにつながるよう社会教育・生涯学習の充実を図ります。

② 読書活動の推進

歴史みらい館が、町の図書館として住民に利用しやすい施設となるよう、ニーズを把握し蔵書の選定や配架の工夫を行っていきます。また、読み聞かせ活動などとおした図書に親しむ機会の充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6以降）
村田町歴史みらい館図書室の利用者数	年間 8,638 人	年間 11,000 人

③社会教育団体の育成・支援

子ども会やPTA、婦人会等、社会教育関係団体の活動に対して積極的に支援をします。また、各社会教育団体への支援を通じて、社会教育活動の核となるリーダーの養成に努めます。

（3）公民館活動・地域コミュニティ活動の推進

①公民館活動・地域コミュニティ活動の推進

地域の自主性を促しながら地域コミュニティの活性化のための支援や、住民のニーズに合った多様な学習活動を学び活動の拠点である公民館で展開し充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6以降）
公民館の利用者数（全 7 館）	年間 58,000 人	年間 58,000 人以上

（4）社会教育施設の整備

①社会教育施設の整備・充実

地域に密着した施設・住民の学習活動の拠点として、公民館や歴史みらい館の機能充実、改修・整備を実施します。

②学ぶ意欲に応える学習情報の発信

きめ細やかな学習情報の発信や学習ニーズの把握に努め、住民の「学びたい」という意欲に応えます。また、生涯学習事業により学んだ知識や技術を、地域の中で発揮する場をコーディネートし、自己実現や生きがいづくりにつながる学びの連鎖づくりを推進します。



第3節 芸術・文化活動

【施策の体系】

(1) 芸術文化活動の振興	① 優れた芸術文化に親しむ機会の充実 ② 文化団体の育成・支援 ③ 関係機関との連携
(2) 文化財保護の推進	① 文化財の保存と活用 ② 文化財の継承と普及啓発 ③ 伝統的建造物群保存地区の保存と整備



【施策の展開】

(1) 芸術文化活動の振興

① 優れた芸術文化に親しむ機会の充実

子どもから大人まで、幅広い世代の人たちが優れた芸術文化に親しめる機会を提供し、豊かな情操教育活動の充実を図ります。

② 文化団体の育成・支援

文化協会等の住民の自主的な芸術文化活動を尊重し、成果発表の機会提供や活性化につながる情報発信など活動の支援に努めます。

③ 関係機関との連携

仙南芸術文化センター（えずこホール）等の関係機関との連携を図り、芸術文化活動に気軽に参加し学習できる機会の提供に努めます。

(2) 文化財保護の推進

① 文化財の保存と活用

未確認の歴史遺産を調査し適切な価値付けを行い、特に貴重なものは指定文化財への指定や登録文化財への登録を目指します。また、調査研究の成果を記録保存し公表に努めます。

文化財の計画的な保存と活用について、関係機関と連携して進めます。

② 文化財の継承と普及啓発

文化財保存団体に対し、活動成果を披露する機会の創出や活性化につながる情報発信など、活動継続に向けた支援を行います。また、伝承活動等、郷土の歴史や文化を学ぶ機会の充実を図ります。併せて、文化財や地域の歴史に関する情報の提供に努めます。

③ 伝統的建造物群保存地区の保存と整備

村田町村田伝統的建造物群保存地区については、保存計画に基づき、適切な保存・整備を推進します。活用や景観整備等まちづくりに関する事業について関係機関と連携して進めます。

第4節 社会体育

【施策の体系】

(1) 生涯スポーツの推進	① 全世代が健康でスポーツに親しめる活動の充実 ② スポーツ団体の育成・支援と連携強化
(2) 社会体育施設の整備	① 社会体育施設の整備・充実 ② 社会体育施設の管理と有効活用



【施策の展開】

(1) 生涯スポーツの推進

①全世代が健康でスポーツに親しめる活動の充実

レクリエーションスポーツの大会や出前講座・体験教室の開催により、だれでも気軽にスポーツを親しむことができる環境づくりに努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6以降)
社会体育事業の参加者	596名	10%増

②スポーツ団体の育成・支援と連携強化

各スポーツ団体への活動支援、組織運営に関する助言・指導等を行い各団体の組織強化を図ります。また、トップアスリートへの支援やスポーツ指導者の育成に努めます。

(2) 社会体育施設の整備

①社会体育施設の整備・充実

住民が、安全・安心にいつでもスポーツを楽しめるよう、体育施設、設備の整備・充実に努めます。

②社会体育施設の管理と有効活用

体育施設の管理や運営について、利用者が継続的にスポーツに親しめるよう、より使いやすく、交流が生まれる体制の整備を図ります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6以降)
町民体育館・グラウンド等の利用者数	年間67,000人	年間67,000人以上

第2章 健康でいきがいを持って暮らせるまちづくり

第1節 健康づくりと医療

【施策の体系】

(1) 健康づくりの推進	① 健康増進事業の充実 ② 健康診査・各種検診の充実 ③ 母子保健事業の充実 ④ こころの健康づくり事業の充実 ⑤ 感染症予防の推進
(2) 医療体制の整備	① 地域医療・救急医療体制整備の充実



【施策の展開】

(1) 健康づくりの推進

① 健康増進事業の充実

住民一人一人が、生涯にわたり自ら健康づくりに取り組むことができるよう、効果的な事業を展開します。また、健康づくりの啓発活動に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
肥満者(BMI25以上)の割合	男性 34.9%	男性 33%	男性 30%
	女性 24.3%	女性 22%	女性 20%

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
運動習慣がある人の割合	男性 43.8%	男性 50%	男性 55%
	女性 45.6%	女性 50%	女性 55%

② 健康診査・各種検診の充実

住民一人一人が自身の健康に関心を持ち、自分の健康は自分でつくる意識を高めるため、受診率向上及び重症化予防に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
乳がん検診	27.6%	35%	40%
子宮がん検診	25.1%	30%	35%
胃がん検診	15.0%	30%	35%
肺がん検診	38.2%	45%	50%
大腸がん検診	26.2%	30%	40%

①母子保健事業の充実

安心して妊娠、出産、子育てができる支援体制を整備します。むし歯予防と肥満対策を強化し、こころも身体も健やかな子どもたちを地域全体で育むことを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6以降）
乳幼児健診(4か月、1歳6か月児、3歳6か月健診)において、相談する相手がいない保護者の割合	0%

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
12歳児一人当たり虫歯保有本数	1.95本	1.1本	0.7本

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
学童期肥満傾向児の割合	13.6%	10%	9%

④こころの健康づくり事業の充実

こころの健康づくりの普及・啓発に努め、関係機関との連携や相談支援体制の整備を図り、住民一人一人が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R10までの合計）
自殺死亡率（人口10万対）	0%

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
ストレスを自分なりの方法で解決できる人の割合	66.0%	75%	80%

⑤感染症予防の推進

感染症に関する知識の普及・啓発、予防接種の推進により、感染症の予防に努めます。また、新型コロナウイルス感染症等を含む、様々な感染症の発生時においても、発生段階に応じた対策を講じ、感染拡大を抑制します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
予防接種率（麻しん・風しん1期：1～2歳児）	91.8%	95%	98%
予防接種率（麻しん・風しん2期：幼稚園年長児相当）	93.1%	95%	98%

（2）医療体制の整備

①地域医療・救急医療体制整備の充実

住民が地域で安心して暮らせるよう、医療体制の在り方や整備を進めます。また、休日、急患、夜間診療についても、関係機関連携のもと更なる充実を図ります。

地域医療体制充実のため、みやぎ県南中核病院附属村田診療所の施設整備を推進し、町内の医療体制の整備に努めます。

また、みやぎ県南中核病院の産科機能強化について、関係機関と連携し支援します。

第2節 地域福祉

【施策の体系】

(1) 福祉意識・啓発活動の充実	① 福祉意識の高揚
(2) 福祉ボランティア活動の推進	① ボランティア活動の推進 ② 福祉ボランティアの育成
(3) 地域福祉推進システムの確立	① 地域福祉活動の推進 ② 民生委員・児童委員活動への支援 ③ 地域における支援体制の整備



【施策の展開】

(1) 福祉意識・啓発活動の充実

①福祉意識の高揚

学校や地域における福祉教育を推進し、様々な交流を通じて福祉に対する意識向上を図ります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
福祉体験学習	2回	4回	8回

(2) 福祉ボランティア活動の推進

①ボランティア活動の推進

社会福祉協議会によるボランティア活動の相談や調整の総合的な窓口となる「ボランティアセンター」の設置運営を支援し、住民のボランティア活動の輪が広がる環境づくりに努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	目標値 (R6以降)
ボランティアセンター運営支援 (常設)	1か所

②福祉ボランティアの育成

社会福祉協議会や各種団体と相互に連携しながら、地域の人材や資源を活かした様々なボランティア活動を支援します。また、福祉ボランティアリーダーの育成に努め、活動の活性化を図ります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
福祉ボランティア育成研修会開催	2回	2回	3回

(3) 地域福祉推進システムの確立

①地域福祉活動の推進

地域の中で子どもから高齢者まで、すべての人々が安心して暮らせる地域社会の実現に向け、社会福祉協議会をはじめとする各種団体や地域住民と連携し、地域福祉を担っていけるネットワークづくりを推進します。

②民生委員・児童委員活動への支援

地域の身近な相談相手である民生委員・児童委員との連携を強化し、福祉サービスに関する情報提供や研修等の機会を通じて資質の向上に努めます。

③地域における支援体制の整備

独り暮らし高齢者や障がい者など要配慮者の安否確認など、地域で支え合うネットワークづくりの体制整備を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
高齢者救急安心カード配布事業	507人	600人	700人

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
避難行動要支援者名簿登録者数	1,141人	1,400人	1,700人



第3節 子育て支援

【施策の体系】

(1) 子育て支援の充実	① 保育サービスの充実 ② 児童館活動の充実 ③ 子育て支援センターの充実 ④ 地域の子育て環境の整備 ⑤ 子育て支援サービスの充実
(2) 子どもの健全育成の支援	① 健全育成の推進 ② 児童虐待防止対策の充実
(3) 子育て家庭への支援	① 子育て支援助成事業の充実 ② 相談体制の充実 ③ ひとり親家庭への支援



【施策の展開】

(1) 子育て支援の充実

① 保育サービスの充実

子どもの心身の健やかな成長を図るため、養護及び教育を一体的に展開します。また、保護者の多様な働き方に対応するため、家庭や地域と連携した子育て支援を進め、延長保育事業の実施などの保育サービスや保育環境の充実を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6以降）
待機児童の解消	待機児童なし

② 児童館活動の充実

18歳未満の子どもの活動の拠点、居場所として機能の充実を図り、地域のニーズに合わせた事業の展開に努めます。また、留守家庭児童学級の対象年齢の拡大の実施、適切な遊びや生活の場の提供等により児童の健全育成を図ります。

③ 子育て支援センターの充実

乳幼児及びその保護者が気軽に集まり相互の交流を図る場所の提供や、多様なニーズに対応した子育て支援活動を引き続き推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
利用者数（年間）	4,792人	5,000人	5,200人

④地域の子育て環境の整備

子育てに関する意識の啓発活動に努め、子育て支援機関・子育てサポーター・子育てサークル等によるネットワークの充実を図り、地域における子育て支援を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
子育てサポーター養成	28名	30名	35名

⑤子育て支援サービスの充実

子育て世代の育児への不安感を和らげ、子育て期において必要な支援が受けることができるよう、子育て支援サービスの充実に努めます。

（2）子どもの健全育成の支援

①健全育成の推進

関係機関と連携し、子どもを取り巻く有害環境対策の充実、非行防止・立ち直り支援、虐待防止支援など、児童の相談対応から問題解決を推進し、青少年の健全育成を図ります。

②児童虐待防止対策の充実

子どもの心身の成長に重大な影響を与える児童虐待について、発生予防から早期対応に向けて地域ぐるみの見守りや関係機関との更なる連携を図ります。

（3）子育て家庭への支援

①子育て支援助成事業の充実

安心して子どもを産み育てられるよう、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る事業の充実に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R10までの合計）		
出生数	累計400人		

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
合計特殊出生率	0.97	1.40	1.60

②相談体制の充実

子育て支援に関する情報を集約し、イベント開催時や、むらたっこ子育てアプリ等様々な機会や媒体を通じて、子どもや保護者が適切にサービスを利用することができるよう子育て支援にかかるわかりやすい情報の提供、相談や助言の実施に努めます。

③ひとり親家庭への支援

関係機関と連携し、ひとり親家庭における児童の生活や成長に合わせた総合的な相談活動を行い、ひとり親家庭の生活の安定と自立の支援に努めます。

第4節 高齢者支援

【施策の体系】

(1) 介護予防の推進	① 健康づくり・生きがいづくり・認知症予防の推進
(2) 介護福祉サービス等の充実	① 認知症高齢者施策の充実 ② 介護保険サービスの適切な提供推進 ③ 生活支援体制の整備 ④ 包括的支援事業の充実
(3) 住環境・生活環境の向上	① 安心して快適な生活環境の充実



【施策の展開】

(1) 介護予防の推進

①健康づくり・生きがいづくり・認知症予防の推進

高齢者が住み慣れた地域で、生きがいを持ち健康で自立した生活を送ることができるよう、効果的な介護予防・認知症予防の取り組みの拡充を図ります。また、高齢者自身がボランティア活動などこれまでの経験を活かし活躍できる環境づくりを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6以降）	
介護予防に資する「通いの場」への参加率	8.7%	高齢者人口の1割以上	
項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
悠々げんきクラブ延参加者数（年間）	2,077人	2,200人	2,400人

(2) 介護福祉サービス等の充実

①認知症高齢者施策の充実

地域住民が「認知症」についての理解を深め、認知症の人やその家族が安心して暮らせる地域を目指し、高齢者に関わる関係機関と協力し認知症の人にやさしいまちづくりを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
認知症サポーター養成講座延受講者数	1,162人	1,600人	2,100人
項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
認知症啓発に資する通いの場への参加者数	162人	200人	230人

②介護保険サービスの適切な提供推進

介護保険制度の健全かつ円滑な運営を図り、要支援・要介護状態に応じた介護保険サービスを提供できるよう、利用者の立場に立った介護保険サービスの確保に努めます。

③生活支援体制の整備

「地域包括ケアシステム」の基盤となる、地域住民の支え合い（互助）の仕組みづくりの促進を図ります。

④包括的支援事業の充実

医療・介護・福祉・地縁組織や関係機関と連携し、高齢者の心身の状態変化に応じた生活の質の確保と安心して暮らしていくための体制づくりを推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
地域ケア会議開催回数	17回	20回	25回

（3）住環境・生活環境の向上

①安心して快適な生活環境の充実

住環境・生活環境づくりを進めるとともに、防災対策や防犯対策、普段からの見守りネットワークを強化し、高齢者の安心を地域で支える体制づくりを推進します。

また、施設サービスの充実を図るため、福祉施設等の拡充を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
ひとり暮らし高齢者等緊急通報システム事業利用者数	7人	10人	15人
緊急通報協力員数	14人	15人	20人

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
地域リハビリテーション相談事業 相談者数	17件	25件	35件

第5節 障がい者（児）支援

【施策の体系】

（１）障がい者（児）の総合的支援	① 障がい者（児）の支援・サービスの充実
（２）自立と社会参加の促進	① 地域生活支援事業の充実 ② 就労支援の促進
（３）相談体制の整備	① 相談支援体制の充実 ② 権利擁護の推進



【施策の展開】

（１）障がい者（児）の総合的支援

①障がい者（児）の支援・サービスの充実

関係機関と連携し、障がい者（児）が個々のニーズに応じた支援を受け、自立した生活を送れるよう、福祉サービスの充実に努めます。

利用者へサービスに関する情報提供をすることで、今抱えている問題の軽減につなげます。また、ホームページやSNSを利用し、積極的に情報発信をします。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
障がい者自立支援給付 利用者数	114人	120人	130人

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
障がい者自立支援給付 利用者数	11人	13人	15人

（２）自立と社会参加の促進

①地域生活支援事業の充実

障がいのある方が社会参加しやすい環境整備として、「ハード・ソフト・心のバリアフリー」を推進し、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めます。

災害時における視覚、聴覚及び音声・言語障がいがある方への情報伝達等の支援体制づくりに努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
手話奉仕員養成研修受講者数	1人	2人	5人

②就労支援の促進

障がいのある方の自立に向け、公共職業安定所をはじめとした関係機関と連携を図り、働く場の提供と継続的な就労に向けた支援に努めます。

(3) 相談体制の整備

①相談支援体制の充実

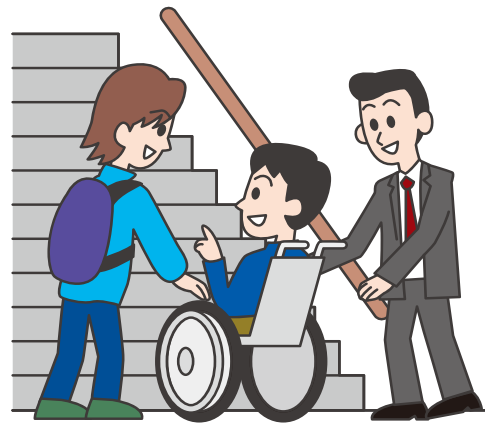
地域の中で障がいのある人を支えていく仕組みを強化し、相談支援機能の充実に努めます。
障がい児とその保護者を支援するため、関係機関との連携強化を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
障がいに関する総合的な相談件数	323件	350件	400件

②権利擁護の推進

意思決定の困難な障がいのある方の人権を擁護するため、成年後見制度の普及啓発に取り組みます。



第6節 社会保障

【施策の体系】

(1) 国民健康保険	① 国民健康保険事業の健全財政の運営
(2) 後期高齢者医療保険	① 後期高齢者医療制度の安定的な運営
(3) 介護保険	① 介護保険事業の適正な運営
(4) 国民年金	① 国民年金制度の周知と啓発



【施策の展開】

(1) 国民健康保険

①国民健康保険事業の健全財政の運営

いつでも安心して医療が受けられるように、国民健康保険の趣旨や制度の周知を図るとともに、特定健康診査の受診率向上や保健指導の強化による疾病予防と医療費抑制に努め、財政の健全化を目指します。

(2) 後期高齢者医療保険

①後期高齢者医療制度の安定的な運営

75歳以上の後期高齢者の健康維持と医療の確保のため、宮城県後期高齢者医療広域連合と連携を図りながら、制度の周知や保険料の収納等を行い、後期高齢者医療制度の安定的な運営に努めます。

(3) 介護保険

①介護保険事業の適正な運営

介護予防と自立支援の取り組みを充実するため、介護費用の適正化に努め、介護保険制度の安定と低所得者の介護保険料や利用者負担の軽減を図ります。

(4) 国民年金

①国民年金制度の周知と啓発

年金相談活動を進め、日本年金機構と連携し制度を周知することで一人一人の年金受給権確保に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R10 まで）
制度周知の充実（広報紙掲載）	年 12 回

第3章 魅力的で活力あるまちづくり

第1節 農林業の振興

【施策の展開】

(1) 農業生産の振興・体制の整備	① 集落農業の推進 ② 担い手の育成・確保 ③ 高収益作物の奨励・導入 ④ 資源循環の取組みの推進 ⑤ 畜産の振興
(2) 農地の確保・効率利用	① 遊休農地対策 ② 農地の流動化
(3) 農業土地基盤の整備	① ほ場の整備 ② 用排水路の整備 ③ 農道の整備
(4) 林業の振興	① 施業などの推進 ② 病虫害対策の推進 ③ 特用林産物の生産振興
(5) 有害鳥獣対策	① 有害鳥獣対策 ② 農作物への被害防止対策



【施策の展開】

(1) 農業生産の振興・体制の整備

①集落農業の推進

農業用機械等利用の効率化を進めるため、農作業の受委託、農地の流動化、集落ぐるみの生産体制の確立に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
農業生産法人・集落営農組織数	7団体	7団体	8団体

②担い手の育成・確保

地域農業の担い手となる農業後継者や新規就農者に対して、技術指導及び経営支援を行い、担い手の育成・確保に努めます。また、認定農業者を育成、確保するため、「水田ビジョン」や「人・農地プラン」で位置付けられている農業者等への農地の集積、集約を支援します。さらに、意欲のある農業者の移住や、定年を機とする就農を促進するため、情報の発信に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
認定農業者数	38名	40名	42名

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
新規就農者支援件数	5件	5件	10件

③高収益作物の奨励・導入

水稻と収益性の高い作物による複合経営を奨励し、そらまめやスイートコーン味来等の栽培農家を支援、育成に努めます。また、道の駅村田を拠点として農作物の直売を支援し、農業所得の向上を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
そらまめ（特産作物）販売額	12,227千円	13,000千円	15,000千円
スイートコーン味来（特産作物）販売額	13,522千円	14,000千円	17,000千円

④資源循環の取組みの推進

耕種農家と畜産農家の相互の連携を強化し、家畜ふん堆肥のほ場への還元と、飼料の町内での自給率を高め、畜産環境の保全と安全で安心な作物の生産を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
耕種連携実施ほ場	6.8ha	7ha	10ha

⑤畜産の振興

畜産の生産性向上と安定した経営を図るため、機械、施設等導入の支援を行うほか、関係機関と連携して技術向上を図るための支援を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
家畜頭羽数	1,026頭	1,050頭	1,100頭

（2）農地の確保・効率利用

①遊休農地対策

遊休農地の利用状況調査を行い、再生利用及び非農地判断、利用者の確保（あっせん等）、周辺農家等の意向調査、農地利用調整の支援を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
遊休農地の把握	80%	85%	90%

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
遊休農地の解消割合	2.8%	3.5%	5.0%

②農地の流動化

農地利用集積円滑化団体及び関係機関が一体となり、出し手と借り手が将来ビジョンとなる「人・農地プラン」の作成・見直しを共に考え、担い手への農地利用の集積・集約化に結び付けます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合	2.5%	30%	35%

（3）農業土地基盤の整備

①ほ場の整備

集落ぐるみで合理的な土地利用を図り、高効率な営農の確立に向けたほ場整備事業の実施に向けた支援を行うほか、農地の集約、集積を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R10まで）
水田整備面積	158.0ha	182.4ha

項 目	現状値	目標値（R10まで）
ほ場整備率	16%	19%

②用排水路の整備

用排水路整備については、排水路の改修を順次行い、農業用水を安定的に確保するため、用水の効率的な供給に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6）	目標値（R10）
用排水路整備（土側溝へのU字溝敷設） 目標延長	1,000 m	1,500 m

③農道の整備

基幹農道、支線農道の維持管理に努めます。ほ場整備の促進を図り、地域住民が主体となる維持管理の支援に努めます。

(4) 林業の振興

①施業などの推進

森林の整備と林産物の生産振興を図りながら、森林資源の活用を進めます。また、地球温暖化防止や国土の保全、水源のかん養等、快適な生活環境を創出するため、森林の継続的な整備を進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	現状値（R10まで）
搬出間伐	5 ha	現状維持

②病虫害対策の推進

森林保護のため、伐倒駆除や樹幹注入等病虫害防除を実施します。また、樹種を転換する等適切な管理に努めます。

③特用林産物の生産振興

原木シイタケを東日本大震災以前の出荷量まで回復できるよう生産を支援し、森林資源の活用に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
シイタケの出荷量	0 kg	200 kg	400 kg

(5) 有害鳥獣対策

①有害鳥獣対策

農作物等の鳥獣被害を減少させるため、イノシシ等有害鳥獣の捕獲を推進します。また、捕獲のためのわなの資格取得等を支援し、捕獲体制の強化を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
有害鳥獣の捕獲頭数	514頭	600頭	800頭

②農作物への被害防止対策

農作物等への鳥獣被害を減少させるため、地域ぐるみによる有害鳥獣進入防止柵の設置を支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
有害鳥獣進入防止柵の設置延長	0 km	12 km	24 km

第2節 商業・工業の振興

【施策の体系】

(1) 中小・小規模事業者支援	① 災害等のリスクへの対応支援 ② 活用しやすい融資制度の整備
(2) 魅力ある商店街づくり	① 商店街の活性化 ② 商工関係組織への支援
(3) 企業誘致の促進と立地企業支援	① 企業誘致の促進 ② 立地企業支援
(4) 雇用・勤労者対策	① 雇用機会の創出 ② 学校との連携による人材育成
(5) 農工商の連携	① 地場産業の振興 ② 連携機会の創出



【施策の展開】

(1) 中小・小規模事業者支援

①災害等のリスクへの対応支援

平時から中小、小規模事業者へのBCP（業務継続計画）策定の重要性を周知し、リスクへの備えを促します。また、災害等発生時における国・県等の支援策の周知、申請支援等を速やかに行うほか、国や県と連携しながらきめ細かな支援に努めます。

②活用しやすい融資制度の整備

既存の資金融資制度の整備を行い、町内事業者の経営基盤安定のための融資制度活用を促進します。

(2) 魅力ある商店街づくり

①商店街の活性化

観光資源としての「蔵の町並み」の魅力向上に向けた取り組みと、これに連動した商店街活性化策の立案支援を行います。また、商店街加盟商店数の維持と事業承継支援、商店街への新規出店支援を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
新規出店者数	1件	2件	5件

②商工関係組織への支援

商工会や商工関係団体の運営支援を行い、関係団体の連携体制の構築及び組織力強化に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
商工会加入率	62%	65%	70%

（3）企業誘致の促進と立地企業支援

①企業誘致の促進

県又は民間による産業用地の開発・整備等について積極的に支援します。また、企業誘致に向け、地域のネットワーク（銀行、既立地企業等）との連携を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値（R10までの合計）
新規起業数	10件

項 目	現状値（R10までの合計）
企業立地協定	3件

②立地企業支援

国、県などの支援制度の活用等、新たな設備投資への支援を行います。また、既存・地元企業との連携、地元人材とのマッチング等を図り、連携による新たなビジネス機会の創出を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
就業者数	5,658人	5,800人	6,000人

（4）雇用・勤労者対策

①雇用機会の創出

シルバー人材センターの活動支援を積極的に行い、会員数増加に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値（R10までの合計）
シルバー人材センター就業延人員数	55,000人

②学校との連携による人材育成

学校と地元企業との交流機会を創出し、地元企業への関心を高めることにより、将来の労働力不足解消を図ります。

（5）農工商の連携

①地場産業の振興

町内事業者の地場産品開発に対する支援と、新たな地場産品の商品化及び販路確保に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

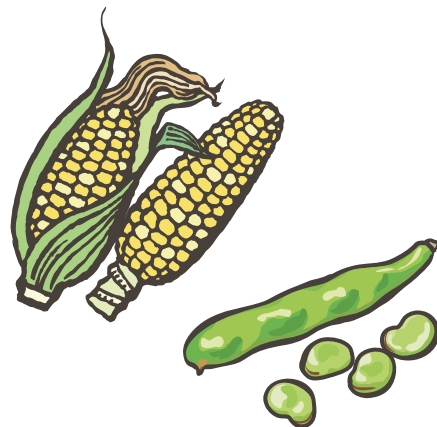
項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
新しい地場製品の造成	1件	2件	3件

②連携機会の創出

町内事業者が物産イベント等に積極的に参加できるよう支援するとともに、インターネット販売等、新たな販路拡大に向けた取り組みを支援します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
物産イベント出展数（農産・地場製品の販売）	2件	6件	12件



第3節 観光の振興

【施策の体系】

(1) 観光戦略の共有と観光資源の整備と活用	① 町の観光ビジョン・観光戦略の推進 ② 蔵の町並みの整備と活用 ③ 町所有観光関係施設の整備と活用
(2) 関連団体への支援	① 観光物産協会との連携と自立支援 ② 観光戦略の中核を担う民間組織の育成
(3) 広域観光ネットワークづくりとPR	① 観光キャンペーンを通じた地域連携 ② みやぎ蔵王三源郷推進協議会による連携



【施策の展開】

(1) 観光戦略の共有と観光資源の整備と活用

①町の観光ビジョン・観光戦略の推進

伝統的建造物群保存地区を中心とした町並み（蔵の町並み）などの歴史的建築物、豊かな自然、魅力的な発酵食品文化や、ここから味わえる農産物など、本町が持つ観光資源を連携させた観光戦略を町全体で共有し、交流人口・関係人口増を図ります。併せて、広域観光ネットワークづくりを進め、広域観光の推進も図ります。また、これらの観光振興の中心となる民間組織の育成に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
観光客入込数	506,833 人	600,000 人	1,000,000 人

②蔵の町並みの整備と活用

蔵の町並み通りの空き蔵等の活用について、参入を希望する企業や団体と所有者、商工団体等をつなぎ、利活用を促進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
空き蔵等の活用数（常時）	1 軒	3 軒	5 軒

③町所有観光関係施設の整備と活用

町所有の歴史的建築物や道の駅村田について、民間の知見を活用し、観光施設としての魅力向上を図り、収益性の向上を目指します。また、観光戦略に基づき、各施設の連携による着地型観光コンテンツ（旅行者を受け入れる観光地が企画し提供する体験型観光など）の開発に努めます。

(2) 関連団体への支援

①観光物産協会との連携と自立支援

観光物産協会と連携を図り、関係機関との連携強化及び組織の自立支援に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
観光物産協会会員数	正会員数 47名 賛助会員数 10名	正会員数 55名 賛助会員数 15名	正会員数 65名 賛助会員数 25名

②観光戦略の中核を担う民間組織の育成

観光振興の中心となる民間組織を育成し、連携を密にしながら観光戦略を推進します。

(3) 広域観光ネットワークづくりとPR

①観光キャンペーンを通じた地域連携

広域連携による観光プロモーションを実施し、観光客の集客に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
連携事業	3回	5回	10回

②みやぎ蔵王三源郷推進協議会による連携

構成市町（村田町・蔵王町・川崎町）の連携を深め、三源郷エリアの特色ある観光資源の磨き上げ及び観光事業を展開します。

第4章 快適で利便性の高いまちづくり

第1節 土地利用・都市計画

【施策の体系】

(1) 土地利用	① 用途地域の検証
(2) 都市計画	① 住宅環境の整備 ② 都市施設の整備



【施策の展開】

(1) 土地利用

① 用途地域の検証

だれもが心地よく暮らせるまちづくりのため、都市化の動向を把握しながら、住宅地・道路の整備や森林・農地の保全などバランスのとれた土地利用と都市計画を検証します。

(2) 都市計画

① 住宅環境の整備

歴史的景観、建造物・自然環境の保全と調和のとれたまちづくりを目指し、耐震対策事業を推進し、安心して暮らせる住環境の整備を進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
住宅耐震化率	69.1%	72.7%	76.2%

② 都市施設の整備

機能的で暮らしやすい都市環境整備のため、関係機関と連携し、都市計画マスタープランに基づいた都市計画道路・宅地・公園などの整備に努め、沿道開発の誘発を推進します。都市計画街路及び都市公園、町営住宅等を土地利用計画に基づき検証し、調和のとれた都市施設を念頭に改修・整備を図ります。

第2節 道路・河川の整備

【施策の体系】

(1) 幹線・生活道路網の整備	① 町道の整備 ② 広域幹線交通網の整備促進
(2) 河川の整備	① 管理河川の整備促進
(3) 公共交通の整備	① 持続可能な公共交通網の構築 ② 地域公共交通手段の確保



【施策の展開】

(1) 幹線・生活道路網の整備

①町道の整備

幹線町道や暮らしに密着する生活道路等は、緊急性並びに地域性・費用便益などを考慮し計画的に整備します。また様々な災害に対して迅速な対応ができる道路網の整備を図り、施設の点検や補修・整備を計画的に進めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
町道改良率	39.4%	40.4%	41.4%

②広域幹線交通網の整備促進

広域的な交通の利便性向上を図るため、村田インターチェンジや菅生スマートインターチェンジへアクセスする、亘理大河原川崎線並びに岩沼蔵王線、仙台村田線、亘理村田蔵王線など主要となる県道整備を促進するため、各道路整備促進期成同盟会等で積極的に要望活動を展開していきます。

(2) 河川の整備

①管理河川の整備促進

県管理河川については、国並びに県等へ積極的な要望活動を行い、整備促進に努めます。また、町管理の河川については、緊急自然災害防止対策事業や緊急浚渫推進事業、河川愛護活動内容を検証しながら住民と協働し進めます。

(3) 公共交通の整備

①持続可能な公共交通網の構築

通勤、通学及び生活の足としての公共交通の利便性の向上を図り、持続可能な交通手段として、総合的な交通体系の構築を図ります。また、本町に適したバス等の運行を目指し、関係機関と連携しながら利便性の向上に取り組めます。

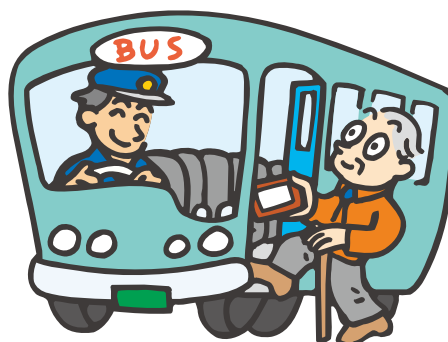
②地域公共交通手段の確保

住民の生活基盤の足となる路線バスについて、利用促進の啓発を行いながら、運行が維持できるよう関係機関へ要請していきます。

また、デマンド型乗合タクシー運行事業の利用促進を図るとともに、関係市町及び事業者と調整しながら住民の利用しやすい環境整備に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
デマンド型乗合タクシー利用者数 （1ヶ月）	350人	400人	500人



第3節 公園

【施策の体系】

(1) コミュニティ創出のための公園管理	① 都市公園の管理
(2) 交流創出に向けた公園管理	① 児童遊園の管理



【施策の展開】

(1) コミュニティ創出のための公園管理

① 都市公園の管理

住民の交流や憩いの場として、災害時には避難場所として機能ができるよう、トイレや遊具の改善・充実を図り、公園施設の整備と維持管理に努めます。

また、緑豊かで自然に親しめる公園の整備と維持管理に努めます。

(2) 交流創出に向けた公園管理

① 児童遊園の管理

子どもが快適に安心して遊べるように、地域住民と協力しながら児童遊園・ちびっこ広場の管理に努めます。

第4節 上水道

【施策の体系】

(1) 水の安定供給	① 水の安定供給 ② 水質管理の充実
(2) 水道施設の安全性の確保	① 水道施設の維持・更新 ② 危機管理体制の充実
(3) 健全な事業運営	① 経営基盤の安定化 ② 利用者の視点に立った事業運営



【施策の展開】

(1) 水の安定供給

① 水の安定供給

安全・安心で良質な水道水の供給を図るため、受水団体等と連携し安定した水の供給に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R10 まで)
水道有収率の維持	74.87%	80%

② 水質管理の充実

安全で良質な水道水を供給するため、管理体制の維持を図り、関係機関と連携し水質の管理体制の充実に努めます。

(2) 水道施設の安全性の確保

① 水道施設の維持・更新

老朽化施設の改築及び修繕に努め、適正規模に見合った効率的な整備と現在の水道施設の統廃合を図ります。また、水道技術者の育成と技術の継承に努めます。

② 危機管理体制の充実

災害時における断水被害の軽減を図るため、施設の定期点検及び断水等に備えた資器材の備蓄を行い、応急給水及び復旧の迅速かつ円滑な実施に努めます。

また、関係機関との連携強化を図るため防災訓練等を実施し、危機発生時における体制整備の強化に努めます。

（３）健全な事業運営

①経営基盤の安定化

施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等を踏まえ、事業費の平準化を図り、設備更新や修繕に取り組みます。また、管理経費の削減や業務の効率化に努めます。

②利用者の視点に立った事業運営

利用者の視点に立ったサービスの向上と安定的な事業継続に努めます。また、突発的な事故等に迅速に対応するための体制整備を図ります。



第5節 防災体制の整備・促進

【施策の体系】

(1) 消防力の強化充実	① 消防水利の充実 ② 消防・防災資機材の充実
(2) 組織の強化充実	① 消防団員の入団促進 ② 自主防災組織の活動の充実と連携
(3) 通信連絡体制の確保	① 通信網の整備 ② 通信連絡体制の充実
(4) 防災体制の整備	① 地域防災計画の充実 ② 防災訓練の充実



【施策の展開】

(1) 消防力の強化充実

①消防水利の充実

住民が安心して暮らすことができるよう、防火水槽、消火栓等の施設の整備を進めます。

②消防・防災資機材の充実

住民の命と財産を守り、緊急時において迅速かつ的確な対応ができるよう、計画的に消防資機材の配備を進めます。また、災害に備えた防災資機材備蓄の確保に努めます。

(2) 組織の強化充実

①消防団員の入団促進

地域内での入団促進やPRを継続して行い、町内各事業所の協力を得ながら、消防団員の人員確保に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
消防団員数	242人	265人	270人

②自主防災組織の活動の充実と連携

防災・減災に向けた「自助」・「共助」・「公助」の連携を図るため、「共助」の中心となる自主防災組織の活動支援、育成に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R10まで）
自主防災組織数	19行政区	21行政区

項 目	現状値	目標値 (R10 まで)
自主防災組織の訓練延回数	年 12 件	累計 100 件

(3) 通信連絡体制の確保

①通信網の整備

住民のいのちとくらしを災害から守り、安心して暮らせるよう情報伝達機能向上を図り、防災・減災の意識高揚に努めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R10 まで)
全国瞬時警報システム (Jアラート) 整備	5 箇所	7 箇所

②通信連絡体制の充実

迅速な情報発信に努め、被害の軽減や命を守る避難行動につなげます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R10 まで)
地区自主防災組織の連絡網整備	38%	100%

(4) 防災体制の整備

①地域防災計画の充実

東日本大震災をはじめ、近年における豪雨等の自然災害の教訓を踏まえ、効果的な災害対策と防災対策の充実強化を図ります。また、非常時における的確な避難行動の啓発のため村田町ハザードマップ (被害予測地図) の周知徹底を図ります。

②防災訓練の充実

災害発生時に、関係機関、自主防災組織及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう防災訓練を実施し、防災意識の普及、高揚を図ります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
防災訓練参加者数	240 人	450 人	500 人

第6節 交通安全意識の高揚

【施策の体系】

(1) 交通安全啓発活動の充実	① 交通ルール・マナーの定着 ② 飲酒運転の根絶
(2) 交通安全施設の整備	① 交通安全施設の点検整備



【施策の展開】

(1) 交通安全啓発活動の充実

①交通ルール・マナーの定着

「自分の安全は、自分で守る」を基本に、地域・学校・職域等で積極的に交通安全に関する研修会等を開催し、交通ルール・マナーの定着を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
町内における交通事故発生件数	33件	30件	20件

項 目	現状値	目標値（R10まで）
死亡事故件数	1件	0件

②飲酒運転の根絶

地域・家庭・職域等と連携を図り、飲酒運転の悪質性・危険性、交通事故の悲惨さを広く訴え、飲酒運転の根絶を推進します。

(2) 交通安全施設の整備

①交通安全施設の点検整備

交通事故を抑止し、安全で円滑な交通環境を確保するため、効果的かつ効率的な交通安全施設の点検整備に努めます。

第7節 犯罪のない安全なまち

【施策の体系】

(1) 防犯運動の推進	① 防犯意識の向上 ② 地域防犯活動の推進
(2) 防犯団体の育成と防犯体制の充実	① 防犯団体の育成 ② 防犯体制の充実
(3) 防犯施設の整備	① 防犯灯の新設 ② 防犯灯の維持管理



【施策の展開】

(1) 防犯運動の推進

①防犯意識の向上

住民への防犯意識の向上のため啓発活動を積極的に行い、犯罪のない明るく住みよい町を目指します。

②地域防犯活動の推進

防犯パトロール、防犯チラシの配布、子ども見守り活動等地域ぐるみで防犯活動を推進します。

(2) 防犯団体の育成と防犯体制の充実

①防犯団体の育成

防犯に関する知識の普及と団体などの育成・強化を行うための支援を積極的に努めます。

②防犯体制の充実

犯罪の未然防止を図るため、地域住民や関係機関と連携を図り、防犯体制の充実に努めます。

(3) 防犯設備の整備

①防犯灯の新設

住民の安全と安心を確保するため、犯罪の発生状況や生活道路の整備状況等を踏まえ、計画的な防犯灯の整備に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
防犯灯の新規設置数	3基	15基	30基

②防犯灯の維持管理

定期的にパトロール等を行い、防犯灯の適切な維持管理に努めます。

第8節 消費生活

【施策の体系】

(1) 消費者意識の啓発・教育	① 消費者啓発 ② 消費者団体育成
(2) 消費者相談体制の充実	① 消費生活相談



【施策の展開】

(1) 消費者意識の啓発・教育

①消費者啓発

消費者が主体的に判断し行動する意識を育むため、トラブル未然防止の講座実施や事例・解決方法について積極的な情報提供に努めます。また、啓発情報を町広報紙へ定期的に掲載し、消費者トラブル等に対する意識付けを行います。

②消費者団体育成

正しい消費生活に関する取り組みが住民自らの手で進められるよう消費者団体への支援を行います。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R10まで）
「くらしの学習会」加入者数	46名	50名

(2) 消費者相談体制の充実

①消費生活相談

消費者トラブルを公正かつ円滑に解決するため、関係機関との連携を図りながら、相談業務の充実・強化に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R10まで）
相談件数	12件	6件

第9節 情報通信基盤の充実

【施策の体系】

(1) 地域情報化	① ICTインフラの整備 ② 情報の利活用
(2) 行政の情報化	① 庁舎内システムの運用管理 ② 情報セキュリティの推進 ③ 総合窓口体制の充実



【施策の展開】

(1) 地域情報化

① ICTインフラの整備

地域課題の解決に向けて、ICT（情報通信技術）を活用するため、必要な通信環境の整備に努めます。

② 情報の利活用

防災や産業、子育て・介護の分野など、ICTを駆使した先進的で利便性の高い取り組みを推進します。

(2) 行政の情報化

① 庁舎内システムの運用管理

町の情報化を計画的に推進し、住民サービスの向上を図ります。

また、自治体クラウドにおいて、参加団体の加入促進を図り、管理・運用の検証を進めながら、コストの削減を図ります。

② 情報セキュリティの推進

住民の安心・安全をより強固とするため、住民情報の漏洩などのインシデント（重大事故につながりかねない事例）が発生しないよう、情報セキュリティの向上を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R6まで）
情報セキュリティポリシーの改訂・見直し	実施

③ 総合窓口体制の充実

ライフスタイルの多様化、少子高齢社会の進展に伴い、公共サービスに対するニーズの多様化・高度化が進む中で、効率的で効果的な住民サービスの提供に努め、住民が安心して手続きのできる便利で親切的窓口サービスの向上を図ります。

第5章 安全・安心で環境にやさしいまちづくり

第1節 自然環境の保全

【施策の体系】

(1) 身近な自然空間の活用	① 自然空間の創出 ② 市街地の緑化保全
(2) 森林環境の保全	① 森林環境の整備 ② 森林環境の管理



【施策の展開】

(1) 身近な自然空間の活用

①自然空間の創出

暮らしの中で身近な沿道などの自然空間に緑と花を育て、憩いと安らぎを与える自然を大切にし、豊かで自然に親しめる空間の創出に努めます。

②市街地の緑化保全

住民の身近なコミュニケーション・レクリエーションの場を創出する公園などの緑化を保全し、生活環境の向上に努めます。

(2) 森林環境の保全

①森林環境の整備

森林における水源かん養機能及び山地災害防止機能を保全するため、間伐や下刈り等森林環境の整備を進めます。

②森林環境の管理

森林環境の保全に対する意識の向上を図り、森林環境の適正な管理を進めます。また、森林経営管理制度等を活用し、森林の効率的な管理を促進します。

第2節 環境保全と公害防止

【施策の体系】

(1) 環境保全の推進	① 温暖化防止対策の推進 ② 環境教育の充実
(2) 公害防止	① 公害防止対策の強化 ② 公害に関する啓発活動の充実



【施策の展開】

(1) 環境保全の推進

① 温暖化防止対策の推進

二酸化炭素などの温室効果ガス排出量削減の取り組みを、住民・事業者と一体となり推進します。

② 環境教育の充実

環境に関する情報提供を行う出前講座を通じて環境教育や学習機会の場を設け、環境保全意識の啓発や家庭及び学校での環境教育の充実を図ります。

(2) 公害防止

① 公害防止対策の強化

関係機関との連携により、発生源に対する指導・監視と定期的な検査を実施し、生活環境の保全に努めます。

② 公害に関する啓発活動の充実

住民が安心して暮らすことのできる環境をつくるため、広報紙等により、啓発活動の充実を行い、住民や事業者の公害対策意識の向上を図ります。

第3節 美化推進と環境衛生

【施策の体系】

(1) 美化活動の推進	① 環境美化活動の推進 ② 不法投棄防止対策の推進
(2) 衛生対策の推進	① 水質保全対策の推進 ② 防疫事業の推進
(3) 柴田斎苑の環境整備	① 自然と調和した施設周辺整備



【施策の展開】

(1) 美化活動の推進

①環境美化活動の推進

地域や事業所・学校・ボランティア団体などによる清掃活動や花いっぱい運動などの環境美化活動を支援し、地域ぐるみの美化活動を図ります。

②不法投棄防止対策の推進

不法投棄の未然防止のため、広報紙や看板等での周知を行います。また、不法投棄防止パトロールを実施します。

(2) 衛生対策の推進

①水質保全対策の推進

日常生活を清潔で心地よいものとするため、公共水域の水質汚濁防止や周辺水域の水質保全対策を推進します。

②防疫事業の推進

生活の場を衛生的に保つため、住民と協力し衛生害虫の駆除等、防疫事業を推進します。

(3) 柴田斎苑の環境整備

①自然と調和した施設周辺整備

柴田斎苑（火葬場）構成町及び仙南地域広域行政事務組合と連携し、自然と調和した環境整備に努めます。また、地区内環境の維持向上を図る取り組みを推進します。

第4節 資源循環型社会の推進

【施策の体系】

(1) 適正処理と排出抑制	① ごみ収集体制と処理施設の整備 ② ごみ減量化の推進 ③ ごみ分別収集の徹底 ④ ごみ収集に関する啓発活動の充実
(2) 循環型社会の形成	① 再資源化の推進 ② 循環型社会の推進



【施策の展開】

(1) 適正処理と排出抑制

①ごみ収集体制と処理施設の整備

人口、世帯の状況等の住環境の変化に対応し、ごみ収集体制や集積所の適切な整備に努めます。

②ごみ減量化の推進

限りある資源の有効活用と環境負荷の低減のため、レジ袋削減をはじめとしたエコバッグ運動などの活動を推進し、ごみの減量化を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
一人一日あたりのごみ排出量	976g	936g	899g

③ごみ分別収集の徹底

ごみの資源化促進及び効率的な収集処理のため、適切な分別収集を実施し、リサイクルの促進と分別収集の徹底に努めます。

④ごみ収集に関する啓発活動の充実

広報紙等を通じてごみの出し方や分別について啓発を行い、清潔なまちづくりを推進します。

(2) 循環型社会の形成

①再資源化の推進

各分別収集により資源化率を高め、ごみの減量化・再資源化を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
リサイクル率	23.49%	27.0%	30.0%

②循環型社会の推進

廃棄物の発生回避（リフューズ）・排出抑制（リデュース）・再利用（リユース）・再資源化（リサイクル）の「4 R」を住民・事業者と一体となって取り組み、環境負荷の低減と快適性の創造に向けて循環型社会を推進します。



第5節 下水道

【施策の体系】

(1) 下水道施設整備	① 公共下水道の施設整備 ② 合併処理浄化槽の設置 ③ 下水道施設維持管理
(2) 水洗化の普及	① 水洗化の普及
(3) 健全な事業運営	① 経営基盤の安定化



【施策の展開】

(1) 下水道施設整備

①公共下水道の施設整備

ストックマネジメントを推進し、耐用年数や緊急度など総合的判断から計画的に整備を図り、機能保全と安全性の確保に努めます。

②合併処理浄化槽の設置

公共下水道、農業集落排水区域以外の区域において、快適な生活環境の確保と公共水域の水質汚濁防止のため、し尿等の適正な処理を行うよう浄化槽の設置を推進します。

③下水道施設維持管理

公共下水道施設、農業集落排水処理施設の良好な維持管理に努めます。

(2) 水洗化の普及

①水洗化の普及

水洗化率の向上にむけて、下水道整備済み区域内の未接続者に対し広報紙などによる接続の周知を図ります。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R10まで）
水洗化率	83.8%	90.0%以上

(3) 健全な事業運営

①経営基盤の安定化

施設の老朽化に伴う更新需要の増大、人口減少に伴う料金収入の減少等を踏まえ、事業費の平準化を図り、設備更新や修繕に取り組みます。また、管理経費の削減や業務の効率化に努めます。

第6章 協働と連携のまちづくり

第1節 住民参加と協働の実践

【施策の体系】

(1) 地域自治組織の構築	① 住民参加の推進 ② 新たな組織の構築
(2) 地域活動の支援	① 人材の育成 ② 活動の啓発と団体への支援



【施策の展開】

(1) 地域自治組織の構築

①住民参加の推進

住民の意見を幅広く町政に反映していくため、アンケート調査やパブリックコメント等の機会を設け、住民が町政に参加しやすい環境づくりを積極的に進めます。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	目標値 (R6以降)
住みたい町だと思ふ町民の割合	70%以上

②新たな組織の構築

住民とのパートナーシップを推進し、地域の自治を住民が主体的に行えるよう住民参加の組織の構築を図ります。

■重要業績評価指標 (KPI)

項 目	現状値	目標値 (R6)	目標値 (R10)
地域自治組織率	50%	50%	80%

(2) 地域活動の支援

①人材の育成

官民協働の土壌を広げていくため、まちづくりの担い手となる人材や団体を育成・支援していくための仕組みづくりを進めます。

②活動の啓発と団体への支援

福祉や文化、交流等の様々な場面で社会に貢献する活動やNPO等の団体が、公益活動を持続するために必要な情報提供や人材育成等の取り組みについて支援します。

第2節 移住・定住の促進

【施策の体系】

(1) 移住・定住体制の充実	① 移住・定住希望者への支援体制の充実 ② 地域おこし協力隊への支援 ③ 空き家の利活用
----------------	--



【施策の展開】

(1) 移住・定住体制の充実

① 移住・定住希望者への支援体制の充実

首都圏など県外からの移住・定住の拡大に向けて、隣接する仙台市への通勤・通学圏にある地理的優位性と、高速道路インターチェンジがある町ならではの利便性など、独自の魅力を発信し、交流人口や関係人口の増加を図り、移住・定住希望者の支援に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
転入超過世帯数	－7世帯	10世帯	16.5世帯

項 目	目標値（R10までの合計）
出会い創出事業実施件数	30件

② 地域おこし協力隊への支援

地方に関心のある都市部からの人材を「地域おこし協力隊」として迎え、地域活性化の取り組みを支援し、任期終了後においても本町に定住できるよう支援に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
地域おこし協力隊隊員数	2人	3人	5人

③ 空き家の利活用

空き家バンクの充実や民間企業の支援などを検討し、町内にある空き家の利活用を推進します。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	目標値（R10まで）
空き家バンク活用入居者数	20人

第3節 広報広聴活動の充実

【施策の体系】

(1) 広報活動の充実	① 親しみのある広報紙づくり ② 住民ニーズに応じた情報の提供 ③ インターネットや新たなメディアを活用した情報発信
(2) 広聴活動の充実	① 町政に参加しやすい環境づくり



【施策の展開】

(1) 広報活動の充実

①親しみのある広報紙づくり

子どもから高齢者まで幅広い年齢層に考慮し、町政等に関する情報を分かりやすく、読みやすく掲載します。また、地域内のコミュニケーションツールとして活用される広報紙づくりに努めます。

②住民ニーズに応じた情報の提供

住民が知り得たい情報のニーズ把握に努め、まちづくりへの関心や参画につながるよう、的確な情報を提供します。

③インターネットや新たなメディアを活用した情報発信

町政等に関する情報が、迅速かつ確実により多くの住民に伝わるよう、町ホームページやSNSを活用した情報発信の充実に努めます。

■重要業績評価指標（KPI）

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
町ホームページアクセス件数	118 万件	158 万件	200 万件

項 目	現状値	目標値（R6）	目標値（R10）
SNSによる配信サービス登録者数	490 人	700 人	1,000 人

(2) 広聴活動の充実

①町政に参加しやすい環境づくり

町政運営に「町民の声」を積極的に反映させるよう、住民からの意見や要望などを広く聴取する機会の充実に努めます。

第4節 町政情報の公開

【施策の体系】

(1) 情報公開制度の活用	① 情報公開制度の周知 ② 情報公開状況の公表
(2) 情報公開制度の運用	① 適切な行政文書の管理 ② 職員研修の充実



【施策の展開】

(1) 情報公開制度の活用

①情報公開制度の周知

町政に関する情報を得ることができる情報公開制度が、住民等が必要とする時に有効活用されるよう、制度の周知を図ります。

②情報公開状況の公表

町政に関する情報公開の状況を広く公表することにより、透明度の高い開かれたまちづくりを推進します。

(2) 情報公開制度の運用

①適切な行政文書の管理

行政文書の管理・保存・保管を適切に進めることで、町政に関する情報公開の適正化を図り、住民等に対する説明責任を果たします。

②職員研修の充実

情報公開の適切な運用を図るよう、職員が専門的知識を習得する機会の充実に努めます。

第5節 男女共同参画の推進

【施策の体系】

(1) 男女がともに参画する環境づくりの促進	① 家庭や職場における共同参画の推進 ② 相談体制の充実 ③ 教育・学習活動の充実
------------------------	---



【施策の展開】

(1) 男女がともに参画する環境づくりの促進

①家庭や職場における共同参画の推進

男女が家庭や職場で共に支え助けあう社会を推進するため、情報や活動の場の提供など、住民と一体となった施策の展開を進めます。また、広報紙やホームページによる情報提供や広報活動を行い、男女共同参画社会の推進に努めます。

②相談体制の充実

セクシャルハラスメント（性的な嫌がらせ）や、パワーハラスメント（権力や立場を利用した嫌がらせ）、ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）等の防止に向けて、関係機関と連携を図りながら、男女共同参画に関する相談体制の充実を図ります。

③教育・学習活動の充実

家庭・学校・地域・企業など、それぞれの場面において、固定的な男女の役割分担意識の解消を図ります。また、人権尊重の視点に立った教育の充実と学習活動を推進します。

第6節 国際交流・地域間交流の推進

【施策の体系】

(1) 国際交流	① 国際交流の促進 ② 派遣事業の推進
(2) 地域間交流	① 地域間交流の促進



【施策の展開】

(1) 国際交流

①国際交流の促進

村田町国際交流協会や町内企業等と連携し、国際理解や国際協力に向けた取り組みを進め、国籍や民族の異なる人々が互いの文化の違いを認め合う多文化共生社会の実現を図ります。

②派遣事業の推進

コミュニケーション能力と国際感覚豊かな人材育成を図るため、友好姉妹都市（英国ウェールズ フリントシャー州）との派遣事業等を推進します。

(2) 地域間交流

①地域間交流の促進

防災協定締結自治体や学校間交流等を行う自治体等との多様な交流事業を推進し、町内にある地域資源の価値を再確認し、まちづくりに活用します。



第4編 附属資料

1 「村田町総合計画」とSDGsの関係

2 策定の経緯

3 第5次村田町総合計画策定体制

4 村田町総合計画審議会



1 「村田町総合計画」とSDGsの関係

■SDGsの5つの特徴との関係

SDGsの5つの特徴	「第5次村田町総合計画」への反映内容
1 普遍性（先進国を含め、全ての国が行動）	SDGsの特徴や17のゴール、ターゲットの内容を、本ビジョンの理念等に反映させ、SDGsの達成に向けた取組を推進（第1編第1章第2節4）
2 包摂性（誰一人取り残さない）	まちの将来像を「安心して豊かに暮らせるまち むらた」とし、まちづくりの基本理念に（安心）（豊かさ）（暮らし）の3点を掲げるなど、包摂性の理念を反映（第2編第1章・第2章）
3 参画型（全てのステークホルダーが役割を）	基本構想の推進に「安全・安心な地域づくりの推進」「住民協働の推進」を掲げるなど、多様な主体の参画を推進（第2編第4章）
4 統合性（経済・社会・環境に統合的に取り組む）	政策推進の基本方向について、施策の大綱を分野別に整理し、経済・社会・環境に統合的に取り組む統合性の理念を反映（第2編第5章）
5 透明性（定期的にフォローアップ）	「推進方策」において、行政評価システムによる事業の有効性や効率性などを検証することで、定期的なフォローアップを実施（第1編第1章第2節2）

■基本計画の取組と17のゴール（SDGs）の関係

基本計画・17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
1-1 学校教育	●		●	●	●			●		●							●
1-2 社会教育				●													●
1-3 芸術・文化活動				●							●						●
1-4 社会体育			●	●													●
2-1 健康づくりと医療			●							●						●	
2-2 地域福祉			●							●	●					●	
2-3 子育て支援	●			●												●	
2-4 高齢者支援			●							●	●					●	
2-5 障がい者（児）支援			●					●		●	●					●	
2-6 社会保障			●							●							
3-1 農林業の振興		●						●							●		
3-2 商業・工業の振興								●	●								
3-3 観光の振興								●			●						
4-1 土地利用・都市計画											●						
4-2 道路・河川の整備											●						
4-3 公園											●						
4-4 上水道						●			●				●				●

基本計画・17のゴール	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
4-5 防災体制の整備・促進											●		●				
4-6 交通安全意識の高揚			●								●						
4-7 犯罪のない安全なまち				●							●						
4-8 消費生活								●		●							
4-9 情報通信基盤の充実									●							●	
5-1 自然環境の保全											●				●		
5-2 環境保全と公害防止				●			●				●	●	●				
5-3 美化推進と環境衛生						●					●	●	●				
5-4 資源循環型社会の推進				●							●	●	●				
5-5 下水道						●			●								●
6-1 住民参加と協働の実践											●						●
6-2 移住・定住体制の充実											●						●
6-3 広報広聴活動の充実																●	
6-4 町政情報の公開																●	
6-5 男女共同参画の推進					●					●							
6-6 国際交流・地域間交流の推進				●						●							●

基本計画	SDGsの考え方を適合させた主な計画の方向性 (例)【主な施策の展開】	ターゲット
1-1	ゴール4 主体的に学ぶ意欲と基礎的・基本的な知識技能の定着 ゴール8 自らの生き方を探求する「志教育」の推進	4.1・4.5・4a 8.6
1-2	ゴール4 学校・家庭・地域が連携した教育活動の推進 ゴール4 生涯学習の機会の充実	4.7 4.7
1-3	ゴール4 優れた芸術文化に親しむ機会の充実 ゴール11 文化財の継承と普及啓発	4.7 11.4
1-4	ゴール3 全世代が健康でスポーツに親しめる活動の充実 ゴール4 社会体育施設の整備・充実	3.4 4.a
2-1	ゴール3 健康増進事業の充実 ゴール3・16 母子保健事業の充実 ゴール3・10 こころの健康づくり事業の充実	3.a・3.c 3.1・3.2・3.7・16.2 3.4・3.5・10.2
2-2	ゴール3 福祉意識の高揚 ゴール10 ボランティア活動の推進	3.d 10.2
2-3	ゴール4 子育て支援サービスの充実 ゴール4 子育て支援助成事業の充実	4.1・4.2 4.1・4.2

基本計画	SDGsの考え方を適合させた主な計画の方向性 (例)【主な施策の展開】	ターゲット
2-4	ゴール3 健康づくり・生きがいづくり・認知症予防の推進 ゴール11 生活支援体制の整備	3.8 11.7
2-5	ゴール3 障がい者（児）の支援・サービスの充実 ゴール8 就労支援の促進	3.4 8.5
2-6	ゴール3 国民健康保険事業の健全財政の運営 ゴール3 後期高齢者医療制度の安定的な運営 ゴール3 介護保険事業の適正な運営 ゴール10 国民年金制度の周知と啓発	3.4・3.8 3.8・3.9 3.8・3.9 10.4
3-1	ゴール2 ほ場の整備 ゴール2 有害鳥獣対策	2.4 2.3
3-2	ゴール8 災害等のリスクへの対応支援 ゴール9 企業誘致の促進 ゴール9 立地企業支援	8.3 9.2・9.4 9.2・9.4
3-3	ゴール8 町の観光ビジョン・観光戦略の推進 ゴール11 蔵の町並みの整備と活用 ゴール11 町所有観光関係施設の整備と活用	8.9 11.4 11.4
4-1	ゴール11 用途地域の検証 ゴール11 住宅環境の整備	11.3 11.3
4-2	ゴール11 広域幹線交通網の整備促進 ゴール11 管理河川の整備促進	11.2・11.a 11.5
4-3	ゴール11 都市公園の管理 ゴール11 児童遊園の管理	11.7 11.7
4-4	ゴール6 水の安定供給 ゴール17 経営基盤の安定化	6.1 17.17
4-5	ゴール11・13 自主防災組織の活動の充実と連携 ゴール11・13 地域防災計画の充実	11. b・13.1 11. b・13.1
4-6	ゴール3 交通ルール・マナーの定着 ゴール11 交通安全施設の点検整備	3.6 11.2
4-7	ゴール4 地域防犯活動の推進 ゴール11 防犯灯の維持管理	4.7 11.7
4-8	ゴール8 消費者啓発 ゴール10 消費生活相談	8.4 10.2・10.3
4-9	ゴール9 ICTインフラの整備 ゴール16 総合窓口体制の充実	9.1 16.6・16.7・16.9

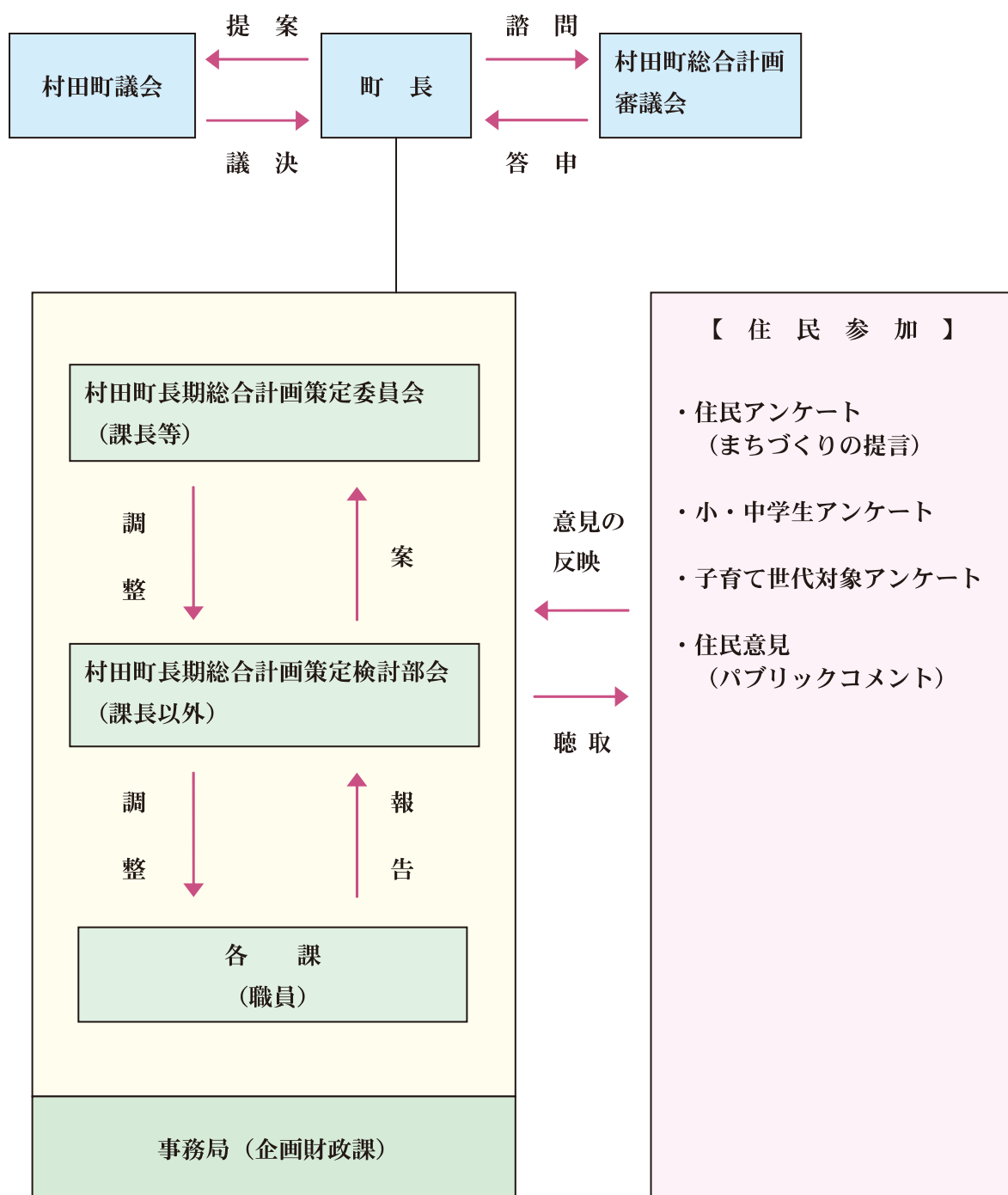
基本計画	SDGsの考え方を適合させた主な計画の方向性 (例)【主な施策の展開】	ターゲット
5-1	ゴール11 自然空間の創出 ゴール15 森林環境の整備	11.7 15.2
5-2	ゴール7・13 温暖化防止対策の推進 ゴール4・12 環境教育の充実 ゴール11 公害防止対策の強化	7.1・13.2・13.3 4.7・12.2・12.5 11.6・11. b
5-3	ゴール11 環境美化活動の推進 ゴール12 不法投棄防止対策の推進	11.6 12.4
5-4	ゴール11・12 ごみ減量化の推進 ゴール11・12 再資源化の推進 ゴール4・11・12・13 循環型社会の推進	11.6・12.5 11.6・12.5 4.7・11.6・12.8・13.3
5-5	ゴール9 下水道施設維持管理 ゴール17 経営基盤の安定化	9.1 17.17
6-1	ゴール11 住民参加の推進 ゴール17 人材の育成	11.3 17.17
6-2	ゴール11 移住・定住希望者への支援体制の充実 ゴール17 地域おこし協力隊への支援	11.3 17.17
6-3	ゴール16 親しみのある広報紙づくり ゴール16 インターネットや新たなメディアを活用した情報発信	16.6 16.6
6-4	ゴール16 情報公開制度の周知 ゴール16 適切な行政文書の管理	16.6 16.6
6-5	ゴール5 家庭や職場における共同参画の推進 ゴール10 相談体制の充実	5.5 10.3
6-6	ゴール4 国際交流の促進 ゴール10・17 地域間交流の促進	4.7 10.2・17.17

2 策定の経緯

年 月 日	事 項	内 容
令和元年 11月22日	第5次総合計画策定基本方針策定	
	第5次村田町総合計画策定委員会設置	
12月17日	第1回策定委員会	総合計画策定の基本方針について スケジュール等について
令和2年 4月28日	第2回策定委員会	第4次計画達成度調査について 基本構想作成シートについて
5月 1日	「まちづくりの提言」募集 (5/1～6/30)	全町民対象
6月 1日	第3回策定委員会	小・中学生及び幼稚園保育園保護者等 へのアンケート調査について 基本計画作成シートについて
6月 2日	小・中学生へのアンケート (6/2～6/30) 幼稚園保育園保護者等へのアンケート (6/2～6/25)	小学校4・5・6学年対象 中学校全学年対象 3歳児から5歳児の保護者対象
7月 1日	第4回策定委員会	第4次達成度調査結果について 「まちづくりの提言」募集結果について
7月31日	第5回策定委員会	総合計画の構成について 各種アンケート調査集計表について
8月 3日	基本構想 町長ヒアリング(各課) (8/3～8/18)	基本構想・基本計画について
9月 1日	第6回策定委員会	基本計画作成シートについて 総合計画の構成について
9月28日	村田町議会全員協議会	基本構想(案)について
10月19日	第1回策定検討部会	総合計画の中間案について
10月30日	第7回策定委員会	総合計画の中間案について
10月30日	村田町総合計画審議会	
11月 2日	総合計画(中間案)に対する意見募集 (パブリックコメント) (11/2～11/25)	全町民・通勤通学者・町内の事務所等 にある個人、法人、団体の方対象
12月 1日	第8回策定委員会	総合計画中間案のパブリックコメント について 基本構想(案)について
12月 3日	村田町議会全員協議会	基本構想(案)について
12月10日	第5次総合計画基本構想議決	
12月18日	第2回策定検討部会	基本計画(案)について
令和3年 1月19日	第3回策定検討部会	基本計画(案)について
1月27日	基本計画・実施計画 町長ヒアリング	
2月 1日	第9回策定委員会	基本計画(案)について
2月 2日	総合計画(案)に対する意見募集 (パブリックコメント) (2/2～2/15)	全町民・通勤通学者・町内の事務所等 にある個人、法人、団体の方対象
2月18日	村田町総合計画審議会	
3月 1日	第10回策定委員会	総合計画基本計画(案)のパブリックコ メントについて 基本計画(案)・実施計画(案)について
3月 2日	村田町議会全員協議会	基本計画・実施計画について

3 第5次村田町総合計画策定体制

○体制図



○第5次村田町総合計画策定委員会等設置要綱

令和元年11月22日
訓令第10号

(設置)

第1条 第5次村田町総合計画(以下「総合計画」という。)を策定するため、第5次村田町総合計画策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 総合計画基本構想案及び基本計画案の策定に関すること。
- (2) その他総合計画案の必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、副町長、教育長及び課長相当の職にある者をもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 策定委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、副町長をもって充て、副委員長は、企画財政課長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長がこれを招集し、議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、策定委員会の会議に関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(策定検討部会)

第6条 策定委員会に、第5次村田町総合計画策定検討部会(以下「策定検討部会」という。)を置く。

- 2 策定検討部会は、職員から提出された総合計画素案について審議、調整し、原案の取りまとめを行う。
- 3 策定検討部会の委員は、委員長が指名する。
- 4 策定検討部会に部会長及び副部会長を置き、策定検討部会において互選する。
- 5 部会長は、策定検討部会を総理し、代表する。
- 6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 7 部会長は、必要に応じて策定検討部会を招集し、その議長となる。
- 8 部会長が必要と認めるときは、策定に関係ある者の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、策定委員会における総合計画の策定作業状況、調査・研究過程及び協議結果について町長に報告し、必要な指示を受けるものとする。

(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、企画財政課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(第4次村田町長期総合計画策定委員会等設置要綱の廃止)

2 第4次村田町長期総合計画策定委員会等設置要綱(平成21年村田町訓令第12号)は、廃止する。

4 村田町総合計画審議会

No.	役 職	氏 名	備 考
1	会 長	大 内 光 夫	
2	副会長	伊 藤 恒 雄	
3	委 員	宇 沼 重 一	
4	委 員	大 沼 なか子	
5	委 員	阿 部 宜 一	
6	委 員	山 家 裕 美	
7	委 員	的 場 弘 喜	
8	委 員	高 橋 亮	
9	委 員	真 壁 虎 雄	
10	委 員	丹 野 慶 子	
11	委 員	大 内 健 康	
12	委 員	高 橋 淳 子	
13	委 員	小 泉 勇	
14	委 員	吉 田 敦 雄	
15	委 員	中 山 朋 子	

村 企 第 1 5 2 号
令和2年10月30日

村田町総合計画審議会長 殿

村田町長 大 沼 克 巳

第5次村田町総合計画基本構想（案）について（諮問）

村田町総合計画審議会条例第1条の規定に基づき、第5次村田町総合計画基本構想（案）について、貴審議会の意見を求めます。

令和2年11月25日

村田町長 大 沼 克 巳 殿

村田町総合計画審議会
会長 大 内 光 夫

第5次村田町総合計画基本構想（案）について（答申）

令和2年10月30日付け、村企第152号で諮問のありました第5次村田町総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果、村田町の今後の行政運営の基本指針として妥当なものと認め答申します。

なお、基本構想の実現にあたっては、計画を円滑に推進されることを要望します。

○村田町総合計画審議会条例

平成12年9月14日
条例第26号

(設置等)

第1条 町長の諮問に応じ、村田町総合計画等の基本的施策に関する重要事項を調査審議するため、村田町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前項に規定する重要事項に関し町長に意見を述べることができる。

(組織等)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者のうちから、町長が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門委員)

第5条 審議会に、専門の事項を調査研究させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、町長が任命する。

3 専門委員の任期は、当該専門事項に関する調査研究が終了するまでとする。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画財政課においてこれを処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年10月1日から施行する。

(村田町総合開発委員会条例の廃止)

2 村田町総合開発委員会条例（昭和45年村田町条例第1号）は、廃止する。



第5次村田町総合計画

発行日：令和3年3月

発行：宮城県村田町

〒989-1392 宮城県柴田郡村田町大字村田字迫6

TEL 0224-83-2111(代) FAX 0224-83-5740

編集：村田町企画財政課

印刷：(株)ペナントコーポレーション



第5次村田町総合計画